

福 祉 行 政 報 告 例
記 入 要 領 及 び 審 査 要 領

※報告表第 43～第 50、第 56 及び第 57 関係

厚生労働省政策統括官

(統計・情報システム管理、労使関係担当)

目 次

第43	児童相談経路別児童受付（児童福祉法）（年度報）	139
第44	児童相談種類別児童受付（児童福祉法）（年度報）	145
第45	児童相談種類別対応件数（児童福祉法）（年度報）	151
第46	児童相談所における措置停止・措置中等の調査・診断・指導・措置解除 （児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律）（年度報）	159
第47	一時保護児童（児童福祉法）（年度報）	163
第48	児童相談所における調査・診断及び心理療法・カウンセリング等 （児童福祉法）（年度報）	170
第49	児童相談所における養護相談の理由別対応件数（児童福祉法・児童虐待の防止等に 関する法律）（年度報）	175
第49の2	市町村における養護相談の理由別対応件数（児童福祉法・児童虐待の防止等に関する 法律）（年度報）	189
第50	児童福祉施設・在所者（児童福祉法）（年度報）	200
第56	里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）（児童福祉法）（年度報）	220
第57	里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に委託されている児童 （児童福祉法）（年度報）	223

調査担当係

厚生労働省政策統括官付参事官付

行政報告統計室福祉統計係

電話（代表）03-5253-1111

（内線）7553・7554

第43 児童相談経路別児童受付

(児童福祉法)

都道府県
指定都市 名
中核市
〔特別区
〕
令和 年度分報告

		都道府県・指定都市・中核市				市 町 村				児童福祉施設・指定児童福祉施設			児童家庭支援センター	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学 校 等			
		児童相談所 (1)	福祉事務所 (2)	保健センター (3)	その他 (4)	福祉事務所 (5)	児童委員 (6)	保健センター (7)	その他 (8)	保育所 (9)	児童福祉施設 (10)	指定児童福祉施設 (11)					保健所 (16)	医療機関 (17)	幼稚園 (18)	学校 (19)	教育委員会等 (20)	
児童相談所	男 (01)																					
	女 (02)																					
市町村	男 (03)																					
	女 (04)																					

		里親 (21)	児童委員 (通告を含む) (22)	家族・親戚 (23)	近隣・知人 (24)	児童本人 (25)	その他 (26)	計 (27)	(再掲)				
									措置変更 (28)	期間延長 (29)	巡回相談 (30)	電話相談 (31)	
児童相談所	男 (01)												
	女 (02)												
市町村	男 (03)												
	女 (04)												

この表は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）により本年度中に児童相談所及び市町村で児童の福祉に関する相談等を受けて児童記録票を起こした件数について経路別、男女別に計上するものである。

記入要領

この表は、児童相談所及び市町村に備え付けられている児童記録票の記載内容に基づいて計上すること。

一般的事項

各児童相談所及び各市町村の報告について、設置又は管轄する都道府県・指定都市・中核市又は特別区（ただし、中核市及び特別区は児童相談所を設置する市（特別区を含む。）に限る。）で集計すること。報告については、都道府県・指定都市又は中核市が行うこと。

新たに児童記録票を起こしたケースのほか、次の場合も計上すること。

- 1 以前に相談に応じた児童で現在措置が解除され若しくはその他の対応が完了した児童について、再び相談に応じた場合
- 2 措置継続中の児童について、措置変更若しくは在所期間の延長のための相談に応じて、児童記録票を再び用いた場合（再掲の措置変更(28)若しくは期間延長(29)の欄にも計上すること。）

表 頭

経 路 種 別

都 道 府 県 ・
指 定 都 市 ・
中 核 市 ・ 特 別 区
(1)(2)(3)(4)

市 町 村
(5)(6)(7)(8)

受付の経路が2欄以上に該当するときは、児童記録票を起こした相談経路のみに計上すること。

補 児童相談所に児童委員から通告があり、ついで警察署からも通告があった場合、児童記録票を起こしたのが警察署からの通告であれば「警察等」に計上すること。

都道府県、指定都市、中核市、特別区（ただし、中核市及び特別区は児童相談所を設置する市（特別区を含む。）に限る。）の関係機関から通告等があったケースについて計上すること。

「児童相談所」の欄には、他の児童相談所からの通告等があったケースについて計上すること。

補 児童相談所においては、移管を受けた場合若しくは情報提供を受けて通告と判断した場合は、ここに計上すること。

「福祉事務所」の欄には、都道府県、指定都市、中核市、特別区（ただし、中核市及び特別区は児童相談所を設置する市（特別区を含む。）に限る。）の設置した福祉事務所から法第25条の8の規定により送致されたケースのほか、児童問題についての連絡又は通知等があったケースについて計上すること。

「保健センター」の欄には、指定都市、中核市、特別区（ただし、中核市及び特別区は児童相談所を設置する市（特別区を含む。）に限る。）の設置した地域保健法（昭和22年法律第101号）第18条の規定による「市町村保健センター」からの通告等があったケースについて計上すること。

「その他」の欄には、児童相談所、福祉事務所及び保健センター以外の都道府県、指定都市、中核市、特別区（ただし、中核市及び特別区は児童相談所を設置する市（特別区を含む。）に限る。）関係機関の長（他に分類されるものを除く。）から通告等があったケースについて計上すること。

市町村の関係機関から通告等があったケースについて計上すること。

「保健センター」の欄は、地域保健法（昭和22年法律第101号）第18条の規定による「市町村保健センター」からの通告等があったケースについて計上すること。

「その他」の欄には福祉事務所、児童委員、保健センター以外の市町村関係機関の長（他に分類されるものを除く。）からの通告等があったケースについて計上すること。

※条文 142頁参照

補 都道府県・市町村の職員であっても私人の立場で要保護児童を通告したときは本欄に計上せず、表頭に掲げる経路別のうち該当する欄に計上すること。

児童福祉施設・指定発達支援医療機関 (9)(10)(11)	保育所（保育所型認定こども園を除く。）、児童福祉施設（児童家庭支援センターを除く。）、指定発達支援医療機関からの相談、通告等があったケースを計上すること。
児童家庭支援センター (12)	児童家庭支援センターからの通告等があったケースについて計上すること。
認定こども園 (13)	幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園からの通告等があったケースについて計上すること。
警察等(14)	警察官のほか麻薬取締官等司法警察職員としての職務を行う者からの通告等があったケースについて計上すること。
家庭裁判所(15)	家庭裁判所から児童問題についての通告等があったケースについて計上すること。
保健所及び医療機関 (16)(17)	保健所の欄には、保健所から児童問題についての通告等があったケースについて計上すること。 医療機関の欄には、医療機関からの通告等があったケースについて計上すること。
学校等(18)(19)(20)	学校等のうち、学校の欄には小学校、中学校、高等学校等からの連絡、通告等があったケースについて計上すること。 教育委員会等の欄には、教育委員会（教育相談室等）、社会教育関係機関等からの連絡、通告等があったケースについて計上すること。 補 幼稚園の欄には幼稚園型認定こども園からの通告等があったケースについては計上せず、(13)に計上すること。
里親 (21)	里親・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）からの連絡、相談等により受け付けたケースについて計上すること。
児童委員（通告の仲介を含む。） (22)	法第25条の規定による児童委員を介しての連絡、通告等があったケースについて計上すること。
その他 (26)	(1)～(25)のいずれにも該当しないケースについて計上すること。
(再掲) 措置変更 (28)	措置継続中の児童について、措置変更のための相談に応じて児童記録票を再び用いたものについて再掲として計上すること。
期間延長 (29)	法第31条等による保護期間の延長のための相談に応じ児童記録票を再び用いたものについて再掲として計上すること。 ※条文 143頁参照
巡回相談 (30)	巡回相談又は出張相談で受け付けたケースについて再掲として計上すること。
電話相談 (31)	電話によって相談をうけ、児童記録票を起こしたもので、電話のみで対応を完了したもののについて再掲として計上すること。

表 側		
児童相談所		
男	(01)	本年度中に児童相談所で児童の福祉に関する相談等を受けて、児童記録票を起こした件数を男女別に計上すること。
女	(02)	
市 町 村		
男	(03)	本年度中に市町村で児童の福祉に関する相談等を受けて、児童記録票を起こした件数を男女別に計上すること。
女	(04)	

審査要領

- 1 「(再掲) 措置変更(28)」 ≤ 「計(27)」
- 2 「(再掲) 期間延長(29)」 ≤ 「計(27)」
- 3 「(再掲) 巡回相談(30)」 ≤ 「計(27)」
- 4 「(再掲) 電話相談(31)」 ≤ 「計(27)」

参照条文

児童福祉法（抄）（昭和 22 年法律第 164 号）

（要保護児童発見者の通告義務）

第 25 条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満 14 歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

（福祉事務所長の採るべき措置）

第 25 条の 8 都道府県の設置する福祉事務所長の長は、第 25 条第 1 項の規定による通告又は前条第 2 項第 2 号若しくは次条第 1 項第 4 号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 1 第 27 条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。
- 2 児童又はその保護者をその福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。
- 3 保育の利用等（助産の実施、母子保護の実施又は保育の利用若しくは第 24 条第 5 項の規定による措置をいう。以下同じ。）が適当であると認める者は、これをそれぞれその保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。

4 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

5 第21条の6の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。

(保護期間の延長等)

第31条 都道府県等は、第23条第1項本文の規定により母子生活支援施設に入所した児童については、その保護者から申込みがあり、かつ、必要があると認めるときは、満20歳に達するまで、引き続きその者を母子生活支援施設において保護することができる。

② 都道府県は、第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、障害児入所施設（第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設に限る。）、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満20歳に達するまで、引き続き同項第3号の規定による委託を継続し、若しくはその者をこれらの児童福祉施設に在所させ、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採ることができる。

③ 都道府県は、第27条第1項第3号の規定により障害児入所施設（第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設に限る。）に入所した児童又は第27条第2項の規定による委託により指定発達支援医療機関に入院した肢体不自由のある児童若しくは重症心身障害児については満20歳に達するまで、引き続きその者をこれらの児童福祉施設に在所させ、若しくは同項の規定による委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採ることができる。

第44 児童相談種類別児童受付
(児童福祉法)

都道府県 名
指定都市 中核市
【特別区】

令和 年度分報告

	養護相談		保 健 相 談	障 害 相 談							非 行 相 談		育 成 相 談					そ の 他 の 相 談	計	(再掲)		
	児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	青 児 ・ し つ け 相 談	児 童 虐 待 通 告	い じ め 相 談			児 童 買 春 等 被 害 相 談		
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)		
児 童 相 談 所	0 歳 (01)																					
	1 歳 (02)																					
	2 歳 (03)																					
	3 歳 (04)																					
	4 歳 (05)																					
	5 歳 (06)																					
	6 歳 (07)																					
	7 歳 (08)																					
	8 歳 (09)																					
	9 歳 (10)																					
	10 歳 (11)																					
	11 歳 (12)																					
	12 歳 (13)																					
	13 歳 (14)																					
	14 歳 (15)																					
	15 歳 (16)																					
	16 歳 (17)																					
	17 歳 (18)																					
	18 歳以上 (19)																					
計 (20)																						
市 町 村	0 歳 (21)																					
	1 歳 (22)																					
	2 歳 (23)																					
	3 歳 (24)																					
	4 歳 (25)																					
	5 歳 (26)																					
	6 歳 (27)																					
	7 歳 (28)																					
	8 歳 (29)																					
	9 歳 (30)																					
	10 歳 (31)																					
	11 歳 (32)																					
	12 歳 (33)																					
	13 歳 (34)																					
	14 歳 (35)																					
	15 歳 (36)																					
	16 歳 (37)																					
	17 歳 (38)																					
	18 歳以上 (39)																					
計 (40)																						
児 童 相 談 所	1 歳6ヶ月 児精神発達 精密健康診 査 (再掲)	(41)																				
	3 歳児精神 発達精密健 康診査 (再掲)	(42)																				
児 童 相 談 所	特別児童扶養手当支給にかかる判定相談 (計17の再掲)	(43)																				
	里親、養親希望に関する相談	(44)																				

この表は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）により、本年度中に児童相談所及び市町村が新たに受け付けた相談のうち、本年度中に判定会議等の結果、相談種別を決定した件数を計上するものである。

記入要領

この表は、児童相談所及び市町村に備え付けられている児童記録票に記載された相談種別によって分類計上すること。

一般的事項

各児童相談所及び各市町村の報告について、設置又は管轄する都道府県・指定都市・中核市又は特別区（ただし、中核市及び特別区は児童相談所を設置する市（特別区を含む。）に限る。）で集計すること。報告については、都道府県・指定都市又は中核市が行うこと。

- 1 相談種別は原則として判定会議・援助方針会議等の結果により分類すること。
- 2 以前相談に応じ現在措置が解除されている児童、若しくはその他の対応が完了した児童について再び相談に応じて児童記録票を再び用いたものも含めて計上すること。

上 表 表 頭

相 談 種 別	相談種別が2欄以上に該当するときは、おもな相談のみに計上すること。
養 護 相 談	
児童虐待相談 (1)	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談。 (児童の安全確認の結果を踏まえた判定会議等の結果により、児童虐待相談には該当しないと分類されたものは本欄には含まない) ※条文 184頁参照 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢・拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
その他の相談 (2)	父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失した若しくは停止された親の子、後見人を持たぬ児童等児童虐待相談以外の環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談。
保 健 相 談 (3)	低出生体重児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む。）を有する児童に関する相談。

障 害 相 談

肢体不自由相
談 (4)

肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。

視聴覚障害相
談 (5)

盲（弱視を含む。）、ろう（難聴を含む。）等視聴覚障害児に関する相談。

言語発達障害
等相談 (6)

構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ児童、言語発達遅滞を有する児童等に関する相談。

ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は本欄には計上せず該当する種別に計上すること。

重症心身障害
相談 (7)

重症心身障害児に関する相談。

知的障害相談
(8)

知的障害児に関する相談。

発達障害相談
(9)

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の児童に関する相談。（自閉症スペクトラム障害を含む。）

非 行 相 談

ぐ犯行為等相
談 (10)

虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第 25 条による通告のない児童に関する相談。

触法行為等相
談 (11)

触法行為があったとして警察署から法第 25 条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果通告が予定されている児童に関する相談についても本欄に計上すること。

※条文 149頁参照

育 成 相 談

性格行動相談
(12)

児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格又は行動上の問題を有する児童に関する相談。

不登校相談(13)

学校、幼稚園、保育所又は認定こども園に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談について計上すること。非行が主である場合や精神疾患、養護問題が主である場合等には、そのそれぞれの項に計上すること。

適 性 相 談(14)

進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。

育児・しつけ
相談 (15)

家庭内における幼児の育児・しつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談。

その他の相談(16)

(1)～(15)のいずれにも該当しない相談。

(再掲)

児童虐待通告
(18)

表頭の各種相談のうち、児童虐待の防止等に関する法律の第6条の規定に基づく通告及び同法第2条に係る相談に関して、「相談・通告受付票」を起し、受理会議段階で児童虐待相談（疑い、おそれを含む。）として受け付けた件数について再掲すること。このため、当該欄は、児童虐待相談(1)の件数よりも多くなる場合があることに留意すること。

(判定会議等の結果、児童虐待相談以外として判定したものも計上すること。)

※条文 184頁参照

いじめ相談(19)

表頭の各種相談のうち、言葉での脅し、冷やかし・からかい、仲間はずれ、暴力等「いじめ」に関する相談について再掲すること。

「いじめ」の定義：本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

※条文 149頁参照

児童買春等被害相談
(20)

表頭の各種相談のうち、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」（平成11年5月26日法律第52号）における児童買春、児童ポルノに係る相談について再掲すること。

表 側

児童相談所
市 町 村
年 齢 区 分

児童相談所及び市町村に備え付けられている児童記録票に記載された相談種別ごとに年齢別で計上すること。

児童相談所及び市町村で受け付けたときの満年齢により計上すること。

補 特定妊婦は0歳に計上すること。

18歳以上(19)及び18歳以上(39)

次の各号のいずれかに該当する場合について計上すること。

(1) 法第31条の規定による措置延長の相談があった場合

※条文 143頁参照

(2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による認定診断の依頼があった場合

1歳6か月児精神発達精密健康診査(再掲)
(41)

母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条の規定による1歳6か月児健康診査の結果、母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）第2条第1項第7号による「精神発達の状況」について、精密健康診査の依頼があったものを再掲すること。

※条文 150頁参照

3歳児精神発達精密健康診査(再掲) (42)

母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条の規定による3歳児健康診査の結果、母子保健法施行規則(昭和40年厚生省令第55号)第2条第2項第9号による「精神発達の状況」について、精密健康診査の依頼があったものを再掲すること。

※条文 150頁参照

下 表

特別児童扶養手当支給にかかる判定相談(計17)の再掲 (43)

特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給にかかる判定相談について再掲すること。

里親、養親希望に関する相談 (44)

法第27条第1項第3号に規定する里親及び「養子制度等の運用について」(平成14年9月5日雇児発第0905004号)に基づく養子縁組希望者からの相談について計上すること。

※条文 157頁参照

審査要領

表頭の「計17」の「計20」≡「第43の計27)の男(01)+女(02)」

〃 「計17」の「計40」≡「第43の計27)の男(03)+女(04)」

参照条文

児童福祉法(抄)(昭和22年法律第164号)

(要保護児童発見者の通告義務)

第25条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満14歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

いじめ防止対策推進法(抄)(平成25年法律第71号)

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

母子保健法（抄）（昭和40年法律第141号）

（健康診査）

第12条 市町村は、次に掲げる者に対し、内閣府令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

- 1 満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児
- 2 満3歳を超え満4歳に達しない幼児

母子保健法施行規則（抄）（昭和40年厚生省令第55号）

（健康診査）

第2条 母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「法」という。）第12条の規定による満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児に対する健康診査は、次の各号に掲げる項目について行うものとする。

- 1 身体発育状況
- 2 栄養状態
- 3 脊柱及び胸部の疾病及び異常の有無
- 4 皮膚の疾病の有無
- 5 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- 6 四肢運動障害の有無
- 7 精神発達の状況
- 8 言語障害の有無
- 9 予防接種の実施状況
- 10 育児上問題となる事項
- 11 その他の疾病及び異常の有無

② 法第12条の規定による満3歳を超え満4歳に達しない幼児に対する健康診査は、次の各号に掲げる項目について行うものとする。

- 1 身体発育状況
- 2 栄養状態
- 3 脊柱及び胸部の疾病及び異常の有無
- 4 皮膚の疾病の有無
- 5 眼の疾病及び異常の有無
- 6 耳、鼻及び咽頭の疾病及び異常の有無
- 7 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- 8 四肢運動障害の有無
- 9 精神発達の状況
- 10 言語障害の有無
- 11 予防接種の実施状況
- 12 育児上問題となる事項
- 13 その他の疾病及び異常の有無

第45 児童相談種類別対応件数
(児童福祉法)

都道府県
指定都市 名
中核市
〔特別区 〕

令和 年度分報告

		対 応 件 数 (年 度 中)																				未 対 応 件 数 (年 度 末 現 在)					
		面 接 指 導			児 童 福 祉 司 指 導 (4)	児 童 委 員 指 導 (5)	児 童 家 庭 ・ 指 導 セ ン タ ー 託 付 (6)	市 町 村 指 導 委 託 (7)	市 町 村 送 致 (8)	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知 (9)	会 社 主 事 指 導 等 (10)	社 会 福 祉 主 事 指 導 等 (11)	係 属 都 府 県 知 事 へ の 実 施 告 白 (12)	訓 戒 誓 約 (13)	児 童 福 祉 施 設			指 定 発 達 支 援 医 療 機 関 委 託 (17)	里 親 委 託 (18)	法 第 2 7 条 第 1 項 第 4 号 致 (19)	障 害 児 入 所 施 設 契 約 等 (20)	そ の 他 (21)	計 (22)	施 設 入 所 待 機 (再 掲) (23)	未 対 応 件 数 (年 度 末 現 在) (24)	施 設 入 所 待 機 (再 掲) (25)	
		助 言 指 導 (1)	継 続 指 導 (2)	他 機 関 あ っ せ ん (3)											入 所 (14)	法 第 2 7 条 の 3 に よ る (15)	通 所 (16)										
																											入 所 (14)
児 童 相 談 所	養 相 談	児 童 虐 待 相 談 (01)																									
		そ の 他 の 相 談 (02)																									
	保 健 相 談	保 健 相 談 (03)																									
		肢 体 不 自 由 相 談 (04)																									
	障 害 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談 (05)																									
		言 語 発 達 障 害 等 相 談 (06)																									
		重 症 心 身 障 害 相 談 (07)																									
		知 的 障 害 相 談 (08)																									
		発 達 障 害 相 談 (09)																									
	非 行 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談 (10)																									
		触 法 行 為 等 相 談 (11)																									
	育 成 相 談	性 格 行 動 相 談 (12)																									
		不 登 校 相 談 (13)																									
		適 性 相 談 (14)																									
	そ の 他 の 相 談	育 児 ・ し っ け 相 談 (15)																									
		そ の 他 の 相 談 (16)																									
		計 (17)																									
市 町 村	養 相 談	児 童 虐 待 相 談 (18)																									
		そ の 他 の 相 談 (19)																									
	保 健 相 談	保 健 相 談 (20)																									
		肢 体 不 自 由 相 談 (21)																									
	障 害 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談 (22)																									
		言 語 発 達 障 害 等 相 談 (23)																									
		重 症 心 身 障 害 相 談 (24)																									
		知 的 障 害 相 談 (25)																									
		発 達 障 害 相 談 (26)																									
	非 行 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談 (27)																									
		触 法 行 為 等 相 談 (28)																									
	育 成 相 談	性 格 行 動 相 談 (29)																									
		不 登 校 相 談 (30)																									
		適 性 相 談 (31)																									
	そ の 他 の 相 談	育 児 ・ し っ け 相 談 (32)																									
		そ の 他 の 相 談 (33)																									
		計 (34)																									
児 童 相 談 所	再 掲	い じ め 相 談 (35)																									
市 町 村	再 掲	児 童 買 春 等 被 害 相 談 (36)																									
		い じ め 相 談 (37)																									
		再 掲	児 童 買 春 等 被 害 相 談 (38)																								

この表は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）により、本年度中に児童相談所及び市町村が新たに受け付けた相談及び前年度に未対応であった相談について、本年度中に対応した件数及び年度末現在の未対応件数を対応種別、相談種別に計上するものである。

記入要領

この表は、児童相談所及び市町村に備え付けられている児童記録票の記載内容に基づいて計上すること。

一般的事項

各児童相談所及び各市町村の報告について、設置又は管轄する都道府県・指定都市・中核市又は特別区（ただし、中核市及び特別区は児童相談所を設置する市（特別区を含む。）に限る。）で集計すること。報告については、都道府県・指定都市又は中核市が行うこと。

この表でいう対応とは、法第26条第1項及び第27条第1項にいう措置のほか、児童相談所及び市町村が行う児童の福祉に関する相談の対応をいい、援助方針会議等の結果により分類すること。ただし、援助内容決定後指導等を継続し、その指導等が終結した場合にはあらためて計上はしない。

※条文 156、157頁参照

表 頭

対 応 件 数 (年 度 中)	1 対応が2欄以上に該当するときは、それぞれの対応に計上すること。 2 同一人について一度とられた対応がその後の経過の中で別の対応に変更される場合には、新たにとられた対応についても計上すること。
面 接 指 導 助 言 指 導 (1)	1～3回程度の助言、指示等を与えることによる指導対応を行うことに決定したものの数を計上すること。
継 続 指 導 (2)	心理療法やカウンセリング・面接による指導等を少なくとも回数以上にわたって継続実施することに決定したものの数を計上すること。援助方針会議による決定までに回数以上の継続的な面接等による指導があった場合も本欄に計上すること。
他機関あっせん (3)	他の児童相談所、福祉事務所、保健所、医療機関、教育相談所等他の機関に移管、あっせん紹介したものの数を計上すること。 補 児童相談所においては、移管した場合若しくは情報提供を受けて通告と判断した場合は、ここに計上すること。
児 童 福 祉 司 指 導 (4)	児童福祉司の指導の措置（法第26条第1項第2号又は法第27条第1項第2号）を採ったものの数を計上すること。

※条文 156、157頁参照

児童委員指導 (5)	児童委員の指導の措置（法第26条第1項第2号又は法第27条第1項第2号）を採ったものの数を計上すること。
児童家庭支援センター指導・指導委託 (6)	児童家庭支援センターの職員に指導させる措置（法第27条第1項第2号）又は、児童家庭支援センターに指導を委託する措置（法第26条第1項第2号又は法第27条第1項第2号）を採ったものの数を計上すること。
市町村指導委託 (7)	市町村に指導を委託する措置（法第26条第1項第2号又は法第27条第1項第2号）を採ったものの数を計上すること。
市町村送致 (8)	法第26条第1項第3号に基づき、市町村へ送致した件数を計上すること。
福祉事務所送致又は通知（知的障害者福祉司・社会福祉主事指導を含む。） (9)	福祉事務所への送致（法第26条第1項第4号）又は通知（法附則第63条の2及び法附則第63条の3）及び知的障害者福祉司並びに社会福祉主事の指導の措置（法第27条第1項第2号）をしたものの数を計上すること。 ※条文 156、157、162頁参照
児童相談所送致 (10)	法第25条の7第1項第1号又は第2項第1号に基づく児童相談所への送致を計上すること。
知的障害者福祉司・社会福祉主事指導 (11)	法第25条の7第1項第2号又は第2項第2号に基づく知的障害者福祉司、社会福祉主事が行った指導の件数を計上すること。
助産又は母子保護の実施に係る都道府県知事への報告 (12)	法第25条の7第2項第3号に基づく助産又は母子保護の実施に係る都道府県知事への報告を計上すること。
訓戒・誓約 (13)	訓戒又は誓約の措置（法第27条第1項第1号）を採ったものの数を計上すること。 ※条文 157頁参照
児童福祉施設 入所 (14)	児童福祉施設に入所の措置（法第27条第1項第3号）を採ったものの数を計上すること。 ※条文 157頁参照
法第27条の3による家庭裁判所送致（再掲） (15)	「児童福祉施設」の「入所(14)」に計上されたもののうち、法第27条の3により家庭裁判所に送致され、児童の行動の自由を制限し、又はその自由を奪うような強制的措置を認められたものの数を再掲すること。 ※条文 157頁参照
通所 (16)	児童福祉施設に通所の措置（法第27条第1項第2号）を採ったものの数を計上すること。
指定発達支援医療機関委託 (17)	指定発達支援医療機関に委託（法第27条第2項）したものの数を計上すること。 ※条文 157頁参照

<p>里親委託⁽¹⁸⁾</p>	<p>里親・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）委託の措置（法第27条第1項第3号）を採ったものの数を計上すること。</p> <p>※条文 157頁参照</p>
<p>法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致⁽¹⁹⁾</p>	<p>家庭裁判所の審判に付することが適当であると認めて、家庭裁判所へ送致の措置（法第27条第1項第4号）をしたものの数を計上すること。</p> <p>※条文 157頁参照</p>
<p>障害児入所施設等への利用契約⁽²⁰⁾</p>	<p>障害児入所施設等への入所に関して、児童相談所が入所受給者証を交付（法第24条の3第6項）した件数を計上すること。</p>
<p>その他⁽²¹⁾</p>	<p>(1)～(20)のいずれにも該当しない対応件数を計上すること。</p>
<p>施設入所待機（再掲）⁽²³⁾</p>	<p>施設入所又は指定医療機関委託の対応が必要とされたもののうち、施設に空きがなく、当面の方策として、児童福祉司の指導、児童委員の指導及び面接指導等の対応を行い、自宅等で待機しているものの数を再掲として計上すること。</p>
<p>未対応件数（年度末現在）⁽²⁴⁾</p>	<p>一時保護施設に入所中のもの及び一時保護施設以外の施設に委託している一時保護委託者についても計上すること。</p>
<p>施設入所待機（再掲）⁽²⁵⁾</p>	<p>施設入所又は指定医療機関へ委託の対応を決定したが、年度末現在において施設に空きがなく、未対応のまま一時保護施設又は自宅等で待機しているものの数を再掲として計上すること。</p>
<p>表 側</p>	
<p>児童相談所 市 町 村</p>	<p>児童相談所及び市町村が行った相談種別ごとの対応についてそれぞれに計上すること。</p>
<p>相談種別</p>	<p>表側の相談種別については、「第44 児童相談種別児童受付」の相談種別により計上すること。</p>

参照条文

児童福祉法（抄）（昭和 22 年法律第 164 号）

（通告児童等に対する措置）

第 25 条の 7 市町村（次項に規定する町村を除く。）は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（次項において「要保護児童等」という。）に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第 25 条第 1 項の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者（以下「通告児童等」という。）について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 1 第 27 条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。
 - 2 通告児童等を当該市町村の設置する福祉事務所の知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 9 条第 6 項に規定する知的障害者福祉司（以下「知的障害者福祉司」という。）又は社会福祉主事に指導させること。
 - 3 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
 - 4 児童虐待の防止等に関する法律第 8 条の 2 第 1 項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第 29 条若しくは同法第 9 条第 1 項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第 33 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。
- ② 福祉事務所を設置していない町村は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、通告児童等又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。
- 1 第 27 条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。
 - 2 次条第 2 号の措置が適当であると認める者は、これを当該町村の属する都道府県の設置する福祉事務所に送致すること。
 - 3 助産の実施又は母子保護の実施が適当であると認める者は、これをそれぞれその実施に係る都道府県知事に報告すること。
 - 4 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
 - 5 児童虐待の防止等に関する法律第 8 条の 2 第 1 項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第 29 条若しくは同法第 9 条第 1 項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第 33 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。

(児童相談所長の採るべき措置)

第26条 児童相談所長は、第25条第1項の規定による通告を受けた児童、第25条の7第1項第1号若しくは第2項第1号、前条第1号又は少年法(昭和23年法律第168号)第6条の6第1項若しくは第18条第1項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 1 次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。
 - 2 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は市町村、都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、都道府県以外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業(次条第1項第2号及び第34条の7において「障害者等相談支援事業」という。)を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として内閣府令で定めるものに委託して指導させること。
 - 3 児童及び妊産婦の福祉に関し、情報を提供すること、相談(専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。)に応ずること、調査及び指導(医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合を除く。)を行うことその他の支援(専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。)を行うことを要すると認める者(次条の措置を要すると認める者を除く。)は、これを市町村に送致すること。
 - 4 第25条の7第1項第2号又は前条第2号の措置が適当であると認める者は、これを福祉事務所に送致すること。
 - 5 保育の利用等が適当であると認める者は、これをそれぞれその保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。
 - 6 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
 - 7 第21条の6の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。
 - 8 放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、子ども・子育て支援法第59条第1号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると認める者は、これをその事業の実施に係る市町村の長に通知すること。
- ② 前項第1号の規定による報告書には、児童の住所、氏名、年齢、履歴、性行、健康状態及び家庭環境、同号に規定する措置についての当該児童及びその保護者の意向その他児童の福祉増進に関し、参考となる事項を記載しなければならない。

(都道府県の採るべき措置)

第 27 条 都道府県は、前条第 1 項第 1 号の規定による報告又は少年法第 18 条第 2 項の規定による送致のあった児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 1 児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させること。
- 2 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は市町村、当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第 1 項第 2 号に規定する内閣府令で定める者に委託して指導させること。
- 3 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。
- 4 家庭裁判所の審判に付することが適当であると認める児童は、これを家庭裁判所に送致すること。

② 都道府県は、肢体不自由のある児童又は重症心身障害児については、前項第 3 号の措置に代えて、指定発達支援医療機関に対し、これらの児童を入院させて障害児入所施設（第 42 条第 2 号に規定する医療型障害児入所施設に限る。）におけると同様な治療等を行うことを委託することができる。

(家庭裁判所への送致)

第 27 条の 3 都道府県知事は、たまたま児童の行動の自由を制限し、又はその自由を奪うような強制的措置を必要とするときは、第 33 条、第 33 条の 2 及び第 47 条の規定により認められる場合を除き、事件を家庭裁判所に送致しなければならない。

第46 児童相談所における措置停止・措置中等の調査・診断・指導・措置解除

(児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律)

都道府県
指定都市 名
中核市
〔特別区 〕
令和 年度分報告

(措置停止・措置中の調査・診断・指導)

	措置停止 (1)	調査・診断・指導 (2)
児童福祉施設 (01)		
指定発達支援医療機関 障害者支援施設 (02)		
里親 (03)		

(措置解除)

	相談種類					
	養護		障害	非行	育成	保健・その他
	児童虐待 (1)	その他 (2)				
家庭復帰 (04)						
社会的自立 (05)						
その他 (06)						

この表は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）により児童相談所が、児童を児童福祉施設、指定発達支援医療機関・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設等障害福祉サービス又は里親・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に措置したもののうち、本年度中に措置停止並びに措置中の調査・診断・指導を行った延件数を計上する。また、措置の解除については、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条の親子関係再構築への取り組みを促進する規定により、家庭復帰や社会的自立の実態を相談種別ごとに計上するものである。

記入要領

この表は、児童相談所に備え付けられている児童記録票に基づいて計上すること。

一般的事項

各児童相談所の報告について、設置する都道府県・指定都市・中核市又は特別区（ただし、中核市及び特別区は児童相談所を設置する市（特別区を含む。）に限る。）で集計すること。報告については、都道府県・指定都市又は中核市が行うこと。

同一ケースについて2種以上の職員による調査・診断・指導が行われたときは、延件数を計上すること。

補 施設を訪問し、入所児童全員を対象に調査又は指導を行った場合には、その児童数を件数として計上すること。また、調査・診断・指導を同一ケースについて時間、場所を同じくしてあわせて行ったときは、1件として計上すること。

(措置停止・措置中の調査・診断・指導)

表 頭

措置停止(1)

措置を停止した件数を計上すること。

調査・診断・指導(2)

措置中の児童及び児童の家族、施設職員、里親、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に対して必要な調査・診断・指導を行った件数を計上すること。

※条文 155、156、162頁参照

表 側

児童福祉施設(01)

法第27条第1項第3号により児童福祉施設に措置(委託)したものにおける件数を計上すること。

指定発達支援医療機関・障害者支援施設(02)

法第27条第2項により指定発達支援医療機関に措置(委託)したもの及び法附則第63条の2又は法附則第63条の3により市町村長に通知したもののうち障害者支援施設に措置したものにおける件数を計上すること。

里 親(03)

法第27条第1項第3号により里親・小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に措置(委託)したものにおける件数を計上すること。

(措置解除)

表 頭

相談種別

措置を解除した件数を計上すること。

相談種別が2欄以上に該当するときは、おもな相談のみを計上すること。

養 護

児童虐待(1)

児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する行為に関する相談を計上すること。

そ の 他(2)

父又は母等保護者の家出・失踪・死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失した若しくは停止された親の子、後見人を持たぬ児童等、児童虐待相談以外の環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談について計上すること。

障 害(3)

肢体不自由相談、視聴覚障害相談、言語発達障害等相談、重症心身障害相談、知的障害相談、発達障害相談などの障害相談を計上すること。

非 行(4)

ぐ犯行為等相談、触法行為等相談の非行相談について計上すること。

育 成(5)

性格行動相談、不登校相談、適性相談、育児・しつけ相談など育成相談について計上すること。

保健・その他(6)

保健相談及び(1)～(5)に該当しない相談を計上すること。

表 側

家庭復帰(04)

児童が再び保護者や親族と生活をともにする場合について計上すること。

補 措置前に保護者と生活をしてきたケースで、措置解除後別世帯の祖父母等とともに生活する場合はその他に計上すること。

社会的自立(05)

家庭に戻らず、親族とも生活をともにしないが社会的に自立できた場合について計上すること。

その他(06)

(04)(05)いずれでもない場合について計上すること。

補 グループホームへの入居は本欄に計上すること。

参照条文

児童福祉法（抄）（昭和 22 年法律第 164 号）

附則

（児童相談所長の市町村の長への通知）

第 63 条の 2 児童相談所長は、当分の間、第 26 条第 1 項に規定する児童のうち身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた 15 歳以上の者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設（次条において「障害者支援施設」という。）に入所すること又は障害福祉サービス（同法第 4 条第 1 項に規定する障害者のみを対象とするものに限る。次条において同じ。）を利用することが適当であると認めるときは、その旨を身体障害者福祉法第 9 条又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 19 条第 2 項若しくは第 3 項に規定する市町村の長に通知することができる。

第 63 条の 3 児童相談所長は、当分の間、第 26 条第 1 項に規定する児童のうち 15 歳以上の者について、障害者支援施設に入所すること又は障害福祉サービスを利用することが適当であると認めるときは、その旨を知的障害者福祉法第 9 条又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 19 条第 2 項若しくは第 3 項に規定する市町村の長に通知することができる。

児童虐待の防止等に関する法律（抄）（平成 12 年法律第 82 号）

（国及び地方公共団体の責務等）

第 4 条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後 18 歳となった者に対する自立の支援を含む。第 3 項及び次条第 2 項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間又は関係地方公共団体相互間、市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 3 条第 1 項に規定する配偶者暴力相談支援センター（次条第一項において単に「配偶者暴力相談支援センター」という。）、学校及び医療機関の間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

第 47 一時保護児童

(児童福祉法)

都道府県
指定都市 名
中核市
〔特別区 〕
〔児童相談所 〕

令和 年度分報告

(所内保護分)

	前年度末 継続保護	受 付 (年度中)				対 応 (年度中)										年度末継 続保護
		0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	児童福祉 施設入所	里親委託	他の児童 相談所・ 機関に移 送	家庭裁判 所送致	帰 宅	その他	計	職権によ る一時保 護 (再掲)	2か月を超 えて一時保 護した件数 (再掲)	延日数	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)
養 護	児童虐待 (01)															
	その他 (02)															
障 害	(03)															
非 行	(04)															
育 成	(05)															
保 健・そ の 他	(06)															
	計 (07)															
	延 日 数 (08)															

(委託保護分)

	前年度末 継続委託 保護	委 託 (年度中)				委 託 解 除 (年度中)											年度末 継続委 託保護	対 応 (年度中)									
		0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	警 察 等	児 童 福 祉 施 設						里 親	そ の 他	計	延 日 数		児 童 福 祉 施 設 入 所	里 親 委 託	他 の 児 童 相 談 所 ・ 機 関 に 移 送	家 庭 裁 判 所 送 致	帰 宅	そ の 他	計	職 権 に よ る 一 時 保 護 (再 掲)	2 か 月 を 超 え て 一 時 保 護 し た 件 数 (再 掲)	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	
養 護	児童虐待 (09)																										
	その他 (10)																										
障 害	(11)																										
非 行	(12)																										
育 成	(13)																										
保 健・そ の 他	(14)																										
	計 (15)																										
	延 日 数 (16)																										

(備考) 都道府県・指定都市・児童相談所を設置する市(特別区を含む。)においては、児童相談所からの報告をまとめ、総括の報告表を作成すること。

この表は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）により児童相談所が本年度中に一時保護した件数を対応別、相談種別に計上するとともに、適当な者に一時保護を委託及び解除した件数について計上するものである。

記入要領

上表（所内保護分）は、法第 33 条第 1 項及び第 2 項の規定により一時保護したものについて児童記録票の記載内容に基づいて計上すること。

下表（委託保護分）は、法第 33 条第 1 項及び第 2 項の規定により、児童福祉施設や医療機関等の適当な者に一時保護を委託及び解除したものについて計上すること。

※条文 169頁参照

一般的事項

児童相談所毎に集計し、その児童相談所を設置する都道府県・指定都市・中核市又は特別区（ただし、中核市及び特別区は児童相談所を設置する市（特別区を含む。）に限る。）でとりまとめを行うこと。報告については、都道府県・指定都市又は中核市で行うこと。

（所内保護分）

一時保護施設に宿泊した者に限らず、例えば、迷子のように短時間保護を行った者も含めて計上すること。

（委託保護分）

児童福祉施設や医療機関等に一時保護を委託及び解除したものの数を計上すること。

（所内保護分）

表 頭	
前年度末継続保護 (1)	前年度分報告の「年度末継続保護」の件数をそのまま計上すること。
受 付 (2)~(5)	本年度中に一時保護施設に入所した児童について、入所した時の満年齢により計上すること。 補 新たに指定都市・児童相談所設置市に移行し、児童相談所が設置されたことで、年度当初（4/1）に都道府県から児童の移管を受けた場合は、本欄に計上せず、電子報告表の本欄外に設置されている「(参考) 前年度分報告」欄を使用して確認・調整を図ること。一方、年度途中（年度当初ではない、つまり 10/1 など）に都道府県から児童の移管を受けた場合は、本欄に計上すること。
対 応	本年度中に一時保護された児童に対する法第27条第 1 項第 3 号による措置のほか、一時保護に関するすべての対応を含めて計上すること。 ※条文 157頁参照
児童福祉施設 入所 (6)	法第27条第 1 項第 3 号に基づいて児童福祉施設に入所したものの数を計上すること。

里親委託(7)

法第27条第1項第3号に基づいて里親・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に委託したものの数を計上すること。

※条文 157頁参照

他の児童相談所・機関に移送(8)

他の児童相談所、福祉事務所、保健所、医療機関、研究所等に移送、あつせん、紹介したものの数を計上すること。

補 新たに指定都市・児童相談所設置市に移行し、児童相談所が設置されたことで、年度当初（4/1）に都道府県から児童の移管を行った場合は本欄に計上しないこと。一方、年度途中（年度当初ではない、つまり10/1など）に都道府県から児童の移管を行った場合は、本欄に計上すること。

家庭裁判所送致(9)

家庭裁判所に送致したものの数を計上すること。

帰宅(10)

児童が保護者のもとに復帰したものの数を計上すること。

その他(11)

(6)～(10)のいずれにも該当しないものの数を計上すること。

補 児童の親せきあるいは知人宅に指導のため預けられたもの、又は養子縁組が決定して退所したもの等の数を計上すること。

職権による一時保護(再掲)(13)

(12)のうち保護者の同意を得ないで一時保護を実施した数を再掲すること。

補 最初は職権による一時保護を行ったが、対応の段階で同意を得られた場合も計上すること。また、最初は同意を得て一時保護を行ったが、最終的には同意を翻したため、職権による一時保護になった場合も計上すること。

2か月を超えて一時保護した件数(再掲)(14)

(12)のうち2か月を超えて一時保護を実施した数を再掲すること。

延日数(15)

本年度中に退所した児童について、一時保護施設に入所した日から対応が決定し退所するまでに要した延日数について相談種別に計上すること。

表 側

養 護

児童虐待(01)

児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談。

※条文 184頁参照

- (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行
- (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要
- (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力
- (4) 保護の怠慢・拒否（ネグレクト）

保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児

そ の 他(02)	父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失した若しくは停止された親の子、後見人を持たぬ児童等児童虐待相談以外の環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談。
障 害(03)	肢体不自由相談、視聴覚障害相談、言語発達障害等相談、重症心身障害相談、知的障害相談、発達障害相談について計上すること。
非 行(04)	ぐ犯行為等相談、触法行為等相談について計上すること。
育 成(05)	性格行動相談、不登校相談、適性相談、育児・しつけ相談について計上すること。
保 健・その 他(06)	保健相談、その他の相談について計上すること。
延 日 数(08)	本年度中に退所した児童について、一時保護施設に入所した日から対応が決定し退所するまでに要した延日数を処理別に計上すること。
(委託保護分)	
表 頭	
前年度末継続委託保護 (1)	前年度末現在において、委託解除をせず、委託保護を継続した件数を計上すること。
委 託 (2)~(5)	本年度中に一時保護を委託した児童について、委託した時の満年齢により計上すること。 補 新たに指定都市・児童相談所設置市に移行し、児童相談所が設置されたことで、年度当初(4/1)に都道府県から児童の移管を受けた場合は、本欄に計上せず、電子報告表の本欄外に設置されている「(参考)前年度分報告」欄を使用して確認・調整を図ること。一方、年度途中(年度当初ではない、つまり10/1など)に都道府県から児童の移管を受けた場合は、本欄に計上すること。
委 託 解 除 警 察 等 (6)	警察署等に保護を委託した児童のうち、本年度中に委託を解除した児童数を計上すること。
児 童 福 祉 施 設 (7)~(12)	児童福祉施設に一時保護を委託した児童のうち、本年度中に委託を解除した児童数を児童福祉施設の種類ごとに計上すること。
里 親(13)	里親・小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に一時保護を委託した児童のうち、本年度中に委託を解除した児童数を計上すること。
そ の 他(14)	(6)~(13)以外の者(医療機関等)に一時保護を委託した児童のうち、本年度中に委託を解除した児童数を計上すること。
延 日 数(16)	本年度中に委託解除した児童について、委託した日から委託を解除するまでに要した延日数について相談種別に計上すること。
対 応	

家庭裁判所 送致(21)	家庭裁判所に送致したものの数を計上すること。
職権による 一時保護(再 掲) (25)	(24)のうち保護者の同意を得ないで一時保護を実施した数を再掲すること。 補 最初は職権による一時保護を行ったが、対応の段階で同意を得られた場合も計上すること。また、最初は同意を得て一時保護を行ったが、最終的には同意を翻したため、職権による一時保護になった場合も計上すること。
2 か月を超 えて一時保 護した件数 (再掲) (26)	(24)のうち2か月を超えて一時保護を実施した数を再掲すること。
表 側 延 日 数 (16)	本年度中に委託保護を解除した児童について、委託した日から委託を解除するまでに要した延日数を委託先ごとに計上する。

審査要領

(所内保護分)

- 1 「前年度末継続保護(1)」＝前年度分報告の「年度末継続保護(16)」
- 2 「前年度末継続保護(1)」＋「0～5歳(2)」＋「6～11歳(3)」＋「12～14歳(4)」＋「15歳以上(5)」
＝「対応の計(12)」＋「年度末継続保護(16)」
- 3 「対応(「児童福祉施設入所(6)」～「2か月を超えて一時保護した件数(再掲)(14)」)の表側「計(07)」
≤表側「延日数(08)」
- 4 「計(12)」≥「職権による一時保護(再掲)(13)」
- 5 「計(12)」≥「2か月を超えて一時保護した件数(再掲)(14)」
- 6 「計(12)」≤「延日数(15)」
- 7 「延日数(15)」の「計(07)」＝「計(12)」の「延日数(08)」

(委託保護分)

- 1 「前年度末継続保護(1)」＝前年度分報告の「年度末継続保護(17)」
- 2 「前年度末継続委託保護(1)」＋「0～5歳(2)」＋「6～11歳(3)」＋「12～14歳(4)」＋「15歳以上(5)」
＝「委託解除の計(15)」＋「年度末継続委託保護(17)」
- 3 「委託解除(「警察等(6)」～「計(15)」)の表側「計(15)」≤表側「延日数(16)」
- 4 「計(15)」≤「延日数(16)」
- 5 「延日数(16)」の「計(15)」＝「計(15)」の「延日数(16)」
- 6 「委託解除の「計(15)」＝「対応の「計(24)」
- 7 「計(24)」≥「職権による一時保護(再掲)(25)」
- 8 「計(24)」≥「2か月を超えて一時保護した件数(再掲)(26)」

参照条文

児童福祉法（抄）（昭和 22 年法律第 164 号）

（児童の一時保護）

第 33 条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第 26 条第 1 項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

② 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第 27 条第 1 項又は第 2 項の措置（第 28 条第 4 項の規定による勧告を受けて採る指導措置を除く。）を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に、当該一時保護を行うことを委託させることができる。

第 48 児童相談所における調査・診断及び心理療法・カウンセリング等

(児童福祉法)

都道府県
指定都市 名
中核市
〔特別区 〕

令和 年度分報告

	調査・社会診断指導 (1)	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導 (10)	心理療法・カウンセリング等			
		診断・指導 (2)	医学的検査 (3)	その他 (4)	知能検査 (5)	発達検査 (6)	人格検査 (7)	その他の検査 (8)	面接観察・指導 (9)		医師 (11)	児童心理司等 (12)	児童福祉司等 (13)	その他の所員 (14)
児 童 (01)														
(再掲)児童虐待 (02)														
(再掲)非 行 (03)														
保 護 者 (04)														
(再掲)児童虐待 (05)														
(再掲)非 行 (06)														
そ の 他 (07)														
(再掲)児童虐待 (08)														
(再掲)非 行 (09)														
計 (10)														
(再掲)児童虐待 (11)														
(再掲)非 行 (12)														

この表は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）により、児童相談所で受け付けたケースに対して、本年度中に実施した調査・社会診断指導、医学診断指導、心理診断指導、その他の診断指導及び心理療法・カウンセリング等（ソーシャルワーク、集団心理療法、指導キャンプ等）の件数を方法別、実施者別、対象別に計上するものである。

記入要領

この表は、児童相談所に備え付けられている児童記録票の記載内容に基づいて計上すること。

一般的事項

各児童相談所の報告について、設置する都道府県・指定都市・中核市又は特別区（ただし、中核市及び特別区は児童相談所を設置する市（特別区を含む。）に限る。）で集計すること。報告については、都道府県・指定都市又は中核市が行うこと。

- この表には、法第 12 条第 2 項に規定する業務のうち、調査、判定のもとになる各診断及び心理療法・カウンセリング等を行った件数並びに法第 12 条第 5 項、法第 18 条第 4 項に規定する調査の委嘱を行った件数について計上すること。

※条文 174頁参照

- 同一ケースについて時間、場所を同じくして調査と社会診断指導を行った場合、同一項目なので 1 件として計上すること。診察と指導、面接と観察と指導、その他の診断と指導を行った場合も同様とする。

表 頭

調査・社会診断指導 (1)

- 1 児童福祉司、相談員等のケースワーカーが面接、電話、文書照会、調査の委嘱等により調査・指導を行った件数を対象者別に計上すること。
- 2 同一ケースについて、時間又は場所を異にして2回以上行った場合は実施した調査の全数を計上すること。

医学的診断指導

- 1 同一ケースについて2種以上の検査等を行ったり、同一の検査を2回以上行った場合は、その全数を計上すること。
- 2 児童相談所で医学診断指導を行った件数及び他の医療機関に委託して行った件数を計上すること。

診察・指導(2)

医師が診察指導を行った件数を計上すること。

医学的検査(3)

脳波測定、血液検査、聴力検査等各種医学的検査を行った件数を計上すること。

その他(4)

身体測定その他の医学診断指導を行った件数を計上すること。

心理診断指導

児童心理司、心理療法担当職員等が行った心理診断指導について計上すること。

同一ケースについて2種以上の検査、面接等を行ったり、同一の検査を2回以上行った場合は、その全数を計上すること。

知能検査(5)

団体式又は個別式にかかわらず、各種知能検査を行った件数を計上すること。

発達検査(6)

団体式又は個別式にかかわらず、各種発達検査、社会生活能力検査を行った件数を計上すること。

人格検査(7)

団体式又は個別式にかかわらず、被検査者の人格構造を主眼として理解しようとする各種人格検査を行った件数を計上すること。

その他の検査 (8)

(5)～(7)のいずれにも該当しない心理学的検査を行った件数を計上すること。

面接・観察・指導 (9)

心理診断を主たる目的として児童心理司等が行った面接、プレイルーム等において行動観察を主たる目的で行った観察、児童心理司等が行った指導等についてその件数を計上すること。

同一ケースの対象者について時間、場所を同じくして面接、観察、指導を行った場合には対象者毎に1件として計上すること。

その他の診断指導 (10)

言語治療担当職員や理学療法士等が行った診断・指導について、その件数を計上すること。

心理療法・カウンセリング等

心理療法・カウンセリング等の複雑な指導を数回以上にわたって継続実施したもの（第45の継続指導、児童福祉司指導等が該当する。）について、実施した延件数を計上すること。

補 個人療法のみでなく集団療法も含めて計上すること。担当者が複数のチームによって行う場合は、当該ケースの児童及びその関係者に対してそれぞれ主担

	<p>当者を定め、主担当者（精神科医・児童心理司・児童福祉司等のいずれか）の欄に件数を計上すること。例えば、1人の児童を児童心理司と児童福祉司等が扱った場合、児童心理司が主担当者であれば「児童心理司等⁽¹²⁾」に計上し、「児童福祉司等⁽¹³⁾」には計上しないこと。</p>
医 師 ⁽¹¹⁾	<p>医師が心理療法・カウンセリング等を行った件数を計上すること。</p>
児童心理司等 ⁽¹²⁾	<p>児童心理司又は心理療法担当職員が心理療法・カウンセリング等を行った件数を計上すること。</p>
児童福祉司等 ⁽¹³⁾	<p>児童福祉司又は相談員が心理療法・カウンセリング等を行った件数を計上すること。</p>
その他の所員 ⁽¹⁴⁾	<p>言語治療担当職員、理学療法士、保健師等が心理療法・カウンセリング等を行った件数を計上すること。</p>
表 側	
保 護 者 ⁽⁰⁴⁾	<p>親権を行う者、後見人及びその他の者で、児童を現に監護する者をいう。</p> <p>※条文 173頁参照</p>
そ の 他 ⁽⁰⁷⁾	<p>保護者以外の児童の関係者をいう。</p>
(再掲) 児童虐待 ^{(02) (05) (08) (11)}	<p>児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に対して実施した調査・社会診断指導、医学診断指導、心理診断指導、その他の診断指導及び心理療法・カウンセリング等の件数を再掲する。</p> <p>※条文 184頁参照</p> <p>(1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行</p> <p>(2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要</p> <p>(3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力</p> <p>(4) 保護の怠慢・拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児</p>
(再掲) 非 行 ^{(03) (06) (12)}	<p>非行（ぐ犯行為、触法行為等）の相談で実施した調査・社会診断指導、医学診断指導、心理診断指導、その他の診断指導及び心理療法・カウンセリング等の件数を再掲する。</p>

同一ケースについて

- 1 時間または場所が異なる場合延件数で計上する。
- 2 時間も場所も同じ場合下記により計上する。

例1	1人の対象者に、観察・指導・面接等を行った。	例えば、心理診断指導で、 ・面接を行った場合 1件 ・観察と指導を行った場合 1件 ・面接と観察と指導を行った場合 1件 と計上。
例2	保護者と児童、2人1度に面接等をした。	表側の児童に「1」、保護者に「1」と計上。
例3	2種以上の検査等を行った。	それぞれの表頭項目に全数を計上。
例4	何人かの児童が集団で「面接・観察・指導」を受けた。	対象者ごとに1件として計上。
例5	担当者が複数のチームにより、心理療法・カウンセリング等を行った。	主担当者を決め、表頭の主担当者の欄に「1」と計上。

審査要領

- 1 「計10」＝「児童(01)」＋「保護者(04)」＋「その他(07)」
- 2 「(再掲)児童虐待11」＝「(再掲)児童虐待(02)＋(05)＋(08)」
- 3 「(再掲)非行12」＝「(再掲)非行(03)＋(06)＋(09)」

参照条文

児童福祉法（抄）（昭和22年法律第164号）

（保護者）

第6条 この法律で、保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。

（都道府県の業務）

第11条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 1 第10条第1項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- 2 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。
 - イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。
 - ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
 - ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
 - ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて心理又は児童の健康及び心身の

発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと。

ホ 児童の一時保護を行うこと。

へ 児童の権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保すること。

ト 里親に関する次に掲げる業務を行うこと。

(1) 里親に関する普及啓発を行うこと。

(2) 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。

(3) 里親と第 27 条第 1 項第 3 号の規定により入所の措置が採られて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童及び里親相互の交流の場を提供すること。

(4) 第 27 条第 1 項第 3 号の規定による里親への委託に資するよう、里親の選定及び里親と児童との間の調整を行うこと。

(5) 第 27 条第 1 項第 3 号の規定により里親に委託しようとする児童及びその保護者並びに里親の意見を聴いて、当該児童の養育の内容その他の内閣府令で定める事項について当該児童の養育に関する計画を作成すること。

チ 養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子となる児童の養親となる者、養子縁組により養子となつた児童、その養親となつた者及び当該養子となつた児童の父母（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項に規定する特別養子縁組（第 33 条の 6 の 2 において「特別養子縁組」という。）により親族関係が終了した当該養子となつた児童の実方の父母を含む。）その他の児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

3 前 2 号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、広域的な対応が必要な業務並びに家庭その他につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を行うこと。

（児童相談所）

第 12 条 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。

③ 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第 1 項第 1 号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第 2 号（イを除く。）及び第 3 号に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 22 条第 2 項及び第 3 項並びに第 26 条第 1 項に規定する業務を行うものとする。

⑥ 児童相談所長は、その管轄区域内の社会福祉法に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の長（以下「福祉事務所長」という。）に必要な調査を委嘱することができる。

（市町村長又は児童相談所長と児童委員との関係）

第 18 条

④ 児童相談所長は、その管轄区域内の児童委員に必要な調査を委嘱することができる。

第49 児童相談所における養護相談の理由別対応件数
(児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律)

都道府県
指定都市
中核市
〔特別区〕
令和 年度分報告

1. 保護相談の理由別

理由	児童虐待	児童虐待以外の理由	その他	計
児童虐待	0.0	0.0	0.0	0.0
児童虐待以外の理由	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	0.0	0.0	0.0	0.0
計	0.0	0.0	0.0	0.0

2. 児童虐待の理由別

理由	児童虐待	児童虐待以外の理由	その他	計
児童虐待	0.0	0.0	0.0	0.0
児童虐待以外の理由	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	0.0	0.0	0.0	0.0
計	0.0	0.0	0.0	0.0

3. 児童虐待の理由別(児童虐待以外の理由)

理由	児童虐待以外の理由		その他	計
	児童虐待以外の理由	児童虐待以外の理由		
児童虐待以外の理由	0.0	0.0	0.0	0.0
児童虐待以外の理由	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	0.0	0.0	0.0	0.0
計	0.0	0.0	0.0	0.0

4. 児童虐待の理由別(児童虐待以外の理由)

理由	児童虐待以外の理由	児童虐待以外の理由	その他	計
児童虐待以外の理由	0.0	0.0	0.0	0.0
児童虐待以外の理由	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	0.0	0.0	0.0	0.0
計	0.0	0.0	0.0	0.0

5. 児童虐待の理由別(児童虐待以外の理由)

理由	児童虐待以外の理由		その他	計
	児童虐待以外の理由	児童虐待以外の理由		
児童虐待以外の理由	0.0	0.0	0.0	0.0
児童虐待以外の理由	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	0.0	0.0	0.0	0.0
計	0.0	0.0	0.0	0.0

6. 児童虐待の理由別(児童虐待以外の理由)

理由	児童虐待以外の理由	児童虐待以外の理由	その他	計
児童虐待以外の理由	0.0	0.0	0.0	0.0
児童虐待以外の理由	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	0.0	0.0	0.0	0.0
計	0.0	0.0	0.0	0.0

7. 児童虐待の理由別(児童虐待以外の理由)

理由	児童虐待以外の理由	児童虐待以外の理由	その他	計
児童虐待以外の理由	0.0	0.0	0.0	0.0
児童虐待以外の理由	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	0.0	0.0	0.0	0.0
計	0.0	0.0	0.0	0.0

この表は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）により、児童相談所が今年度中に養護相談として新たに受け付けたもののうち、本年度中に対応した件数（前年度に未対応であったものを含む。）を理由種別、対応種別に計上するものである。なお、虐待相談については、児童福祉施設に入所措置を採ったものの内訳、相談種別・経路、相談種別・主な虐待者、被虐待児童の年齢・相談種別、児童虐待防止法関係についての件数を計上するものである。また、本年度中に児童相談所長の申立てにより親権又は後見人に関する対応がなされたものについて、請求、承認別に計上するものである。

記入要領

この表は、児童相談所に備え付けられている児童記録票に基づき、「養護相談の理由」表は養護相談の理由種別に計上するとともに、虐待相談について虐待相談の経路等を再掲し、「親権・後見人関係」表は法第 33 条の 7、法第 33 条の 8、法第 33 条の 9 及び法第 47 条第 5 項により対応がなされたものについて計上すること。

※条文 184頁参照

一般的事項

各児童相談所の報告について、設置する都道府県・指定都市・中核市又は特別区（ただし、中核市及び特別区は児童相談所を設置する市（特別区を含む。）に限る。）で集計すること。報告については、都道府県・指定都市又は中核市が行うこと。

養護相談の理由は、必ず判定会議等の結果により分類すること。

虐待相談の児童福祉施設に入所措置を採ったものの内訳、経路、虐待相談の主な虐待者、被虐待児童の年齢・相談種別、児童虐待防止法関係の件数は、養護相談の理由における虐待相談の再掲とし、児童記録票等に記載された内容に基づき計上すること。

親権・後見人関係は、家庭裁判所に請求したもの、家庭裁判所から承認のあったもの及び法第 47 条第 5 項により児童の生命や身体の安全を確保するために緊急措置をとった者から報告を受けた件数について計上すること。

1（養護相談の理由）

表 頭	
理 由 種 別	理由が 2 欄以上に該当するときは、それぞれの欄に計上すること。
家 出(1) (失踪を含む)	保護者等が家出又は失踪したために児童の養育に問題が生じたものの数を計上すること。
死 亡(2)	保護者等が病気又は交通事故等により死亡したために児童の養育に問題が生じたものの数を計上すること。
離 婚(3)	保護者等の離婚又は事実上離婚と同様の別居状態のために児童の養育に問題を生じたものの数を計上すること。
傷 病(4) (入院を含む)	保護者等の疾病、負傷等のために児童の養育に問題を生じたものの数を計上すること。

家族環境

保護者の児童に関する虐待若しくは放任、不和等のため、あるいは保護者等の精神障害や性格上の問題等のため、家族の環境が児童の監護、養育上不適当な状態にあるものの数を計上すること。

虐待(5)

児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する下記の行為がみられたものの数を計上すること。

※条文 184頁参照

(1) 身体的虐待

生命・健康に危険のある身体的な暴行

(2) 性的虐待

性交、性的暴行、性的行為の強要

(3) 心理的虐待

暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力

(4) 保護の怠慢・拒否（ネグレクト）

保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児

その他(6)

(5)以外の家族環境によるものについて計上すること。

その他(7)

(1)～(6)のいずれにも該当しない対応件数を計上すること。

表側

対応種別
(01)～(04)

「第45 児童相談種類別対応件数」で行った分類で計上すること。

「虐待(5)」の再掲

(1)（「児童福祉施設に入所(01)」の内訳）

（養護相談の理由）の表頭「虐待(5)」の表側「児童福祉施設に入所(01)」で計上したケースを児童福祉施設の種別別にそれぞれ計上すること。

表頭

児童福祉施設の
種別
(1)～(5)

児童福祉法に規定する児童福祉施設の種別別に計上すること。

(2)（虐待相談の相談種別・経路）

（養護相談の理由）の虐待(5)で計上したケースを、経路別にそれぞれ計上すること。

表頭

経路種別
(1)～(32)

経路が2欄以上に該当するときは、児童記録票を起した最初の相談経路のみに計上すること。「第43 児童相談経路別児童受付」で行った分類で計上すること。

都道府県・指定都市・中核市・特別区
(1)(2)(3)(4)

都道府県・指定都市・中核市・特別区（ただし、中核市及び特別区は児童相談所を設置する市（特別区を含む。）に限る。）の関係機関を経路とするものを計上

	<p>すること。</p> <p>「児童相談所」の欄には、他の児童相談所からの経路について計上すること。</p> <p>「福祉事務所」の欄には、都道府県・指定都市・中核市・特別区(ただし、中核市及び特別区は児童相談所を設置する市(特別区を含む。)に限る。)の設置した福祉事務所からの経路について計上すること。</p> <p>「保健センター」の欄には、指定都市・中核市・特別区(ただし、中核市及び特別区は児童相談所を設置する市(特別区を含む。)に限る。)の設置した保健センターからの経路について計上すること。</p> <p>「その他」の欄には、児童相談所、福祉事務所及び保健センター以外の都道府県・指定都市・中核市・特別区(ただし、中核市及び特別区は児童相談所を設置する市(特別区を含む。)に限る。)関係機関(他に分類されるものを除く。)からの経路について計上すること。</p>
市 町 村 (5)(6)(7)(8)	<p>市町村の関係機関からの経路について計上すること。</p> <p>市町村の「その他」の欄には、福祉事務所、児童委員、保健センター以外の市町村関係機関(他に分類されるものを除く。)からの経路について計上すること。</p>
児童福祉施設・指定発達支援医療機関 (9)(10)(11)	<p>保育所(保育所型認定こども園を除く。)、児童福祉施設(児童家庭支援センターを除く。)、指定発達支援医療機関からの経路について計上すること。</p>
児童家庭支援センター (12)	<p>児童家庭支援センターからの経路について計上すること。</p>
認定こども園(13)	<p>幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園からの経路について計上すること。</p>
警察等(14)	<p>警察官のほか麻薬取締官等司法警察職員としての職務を行う者からの経路について計上すること。</p>
家庭裁判所(15)	<p>家庭裁判所からの経路について計上すること。</p>
保健所及び医療機関 (16)(17)	<p>保健所の欄には、保健所からの経路について計上すること。</p> <p>医療機関の欄には、病院、診療所、その他の医療を提供する施設からの経路について計上すること。</p>
学校等 (18)(19)(20)	<p>学校等のうち、学校の欄には小学校、中学校、高等学校等からの経路、教育委員会等の欄には、教育委員会(教育相談室等)、社会教育関係機関等からの経路について計上すること。</p> <p>補 幼稚園の欄には幼稚園型認定こども園からの経路については計上せず、「認定こども園(13)」に計上すること。</p>
里親(21)	<p>法27第条1項第3号の規定による里親・小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)からの経路について計上すること。</p>

児童委員(通告の仲介を含む) (22)	法第25条の規定による児童委員を介した経路について計上すること。
その他(32)	(1)～(31)にいずれにも該当しない経路について計上すること。
表 側	
虐待の種類 (06)～(09)	児童虐待の防止等に関する法律第2条の規定により、相談種別を「身体的虐待」「性的虐待」「心理的虐待」「保護の怠慢・拒否(ネグレクト)」に分けそれぞれのケースに計上すること。

(3) (虐待相談の相談種別・主な虐待者)

(養護相談の理由)の虐待(5)で計上したケースを、虐待相談の相談種別・主な虐待者別にそれぞれ計上すること。

表 頭	
主な虐待者別 (1)～(5)	被虐待児童と虐待者の関係についてそれぞれ計上すること。
実 父(1)	血縁関係にある父親について計上すること。
実父以外の父親 (2)	義父・養父等直接血縁関係にない父親について計上すること。
実 母(3)	血縁関係にある母親について計上すること。
実母以外の母親 (4)	義母・養母等直接血縁関係にない母親について計上すること。
その他(5)	(1)～(4)のいずれにも該当しない場合について計上すること。 補 特別養子縁組の場合は、実父(1) 又は実母(3) に計上すること。

表 側	
虐待の種類 (11)～(14)	児童虐待の防止等に関する法律第2条の規定により、相談種別を「身体的虐待」「性的虐待」「心理的虐待」「保護の怠慢・拒否(ネグレクト)」に分けそれぞれのケースに計上すること。

(4) (被虐待者の年齢・相談種別)

(養護相談の理由)の虐待(5)で計上したケースを、被虐待児童の年齢・相談種別にそれぞれ計上すること。

(6)、(7)には、児童相談所において把握した棄児数、置き去り児童数を再掲すること。(他の児童相談所から移管されたケースについては、移管元においてのみ計上すること。)

表 頭	
相談種別 (1)(2)(3)(5)	<u>相談種別が2欄以上に該当するときは、主な相談のみに計上し、相談件数1件につき複数の計上は行わないこと。</u>

暴力の目撃等
によるもの
(再掲) (4)

被虐待児童が同居する家庭における配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)に対する暴力や、被虐待児童のきょうだいが虐待行為の目撃等により、心理的虐待(3)に計上されている件数を再掲すること。

保護の怠慢・拒否
(ネグレクト)(5)

棄 児
(再掲) (6)

病院等の玄関先、敷地内、路上等に遺棄された児童であって、保護された時に親が分からない児童について再掲すること。

置き去り児
童(再掲)(7)

親が監護を放棄して、家庭の内外(産科、知人宅、自宅など)に放置された児童であって、保護された時に親が判明している児童について再掲すること。

登校・登園の
禁止(再掲)
(8)

児童の意思に反して学校等に登校・登園させない場合や、児童が学校等に登校・登園するように促すなどの児童に教育を保障する努力をしない場合の件数を再掲すること。

保護者以外
の者による
虐待
(9)~(11)

保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。)以外の者が、身体的虐待、性的虐待又は心理的虐待の行為を行っているにもかかわらず、保護者がそれを放置していることにより(5)に計上されている場合、保護者以外の者が行っている主な虐待行為の種類1つのみに再掲すること。

表 側

年 齢 別
(16)~(34)

対応した時点での満年齢により件数を計上し、相談として受け付けた時点での計上は行わないこと。

市町村と重複
(再掲) (36)

市町村と児童相談所の双方が対応した案件(虐待相談として、児童相談所送致や市町村送致を行ったケースのほか、要保護児童対策地域協議会において、同一案件として登録されている事案などで、児童相談所が把握している案件)について、その全ての件数を再掲として計上すること。

補 市町村(第49の2)と相談種別が異なる場合は、児童相談所(第49)で計上している相談種別で再掲すること。

(5) (児童虐待防止法関係)

(養護相談の理由)の虐待(5)で計上した件数のうち、下記の件数についてそれぞれ計上すること。

表 頭

安 全 確 認 (1)

児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「虐待防止法」という。)第8条第2項の規定に基づき安全確認を行った件数を計上すること。

出 頭 要 求 (2)

虐待防止法第8条の2の規定に基づき出頭要求を行った件数を計上すること。

立 入 調 査 (3)

虐待防止法第9条第1項の規定に基づき立入調査を行った件数を計上すること。

再出頭要求 (4)	虐待防止法第9条の2第1項の規定に基づき再出頭要求を行った件数を計上すること。
臨検・捜索 (5)	虐待防止法第9条の3第1項の規定に基づき臨検、捜索を行った件数を計上すること。
援助要請 (6)	虐待防止法第10条の規定に基づき警察署長への援助要請を行った件数を計上すること。
保護者指導勧告(7)	虐待防止法第11条第4項の規定に基づき勧告を行った件数を計上すること。
一時保護・施設措置等 (8)	虐待防止法第11条第5項の規定に基づき一時保護、施設入所措置等を行った件数を計上すること。(例：一つのケースについて、一時保護のみの場合「1件」、一時保護から施設入所に至った場合でも「1件」としてカウント。)虐待防止法第11条第4項の規定に基づく勧告を経ずに一時保護・施設入所措置等を行った件数の計上は行わないこと。
親権喪失審判 (9) 親権停止審判 (10) 管理権喪失審判(11)	虐待防止法第11条第6項の規定に基づき親権喪失の請求を行った件数を「親権喪失審判(9)」に、親権停止の請求を行った件数を「親権停止審判(10)」に、管理権喪失の審判の請求を行った件数を「管理権喪失審判(11)」に計上すること。虐待防止法第11条第4項の規定に基づく勧告を経ずに請求を行った件数の計上は行わないこと。
全部制限 (12) 面会制限 (13) 通信制限 (14)	虐待防止法第12条第1項の規定に基づき同項各号に掲げる行為の全部の制限を行った件数を「全部制限(12)」に、面会制限のみ行った件数を「面会制限(13)」に、通信制限のみ行った件数を「通信制限(14)」に計上すること。
住所情報の制限(15)	虐待防止法第12条第3項の規定に基づき住所又は居所を明らかにしなかった件数を計上すること。
接近禁止命令 (16)	虐待防止法第12条の4第1項の規定に基づき接近禁止命令を行った件数を計上すること。

2 (親権・後見人関係)

表 頭

管理権喪失審判の請求 (1)	法第33条の7により、管理権喪失の審判の請求を行い、また、その承認を得たものの数を計上すること。
親権喪失審判取消しの請求(2)	法第33条の7により、親権喪失審判取消しの請求を行い、また、その承認を得たものの数を計上すること。
親権停止審判取消しの請求(3)	法第33条の7により、親権停止審判取消しの請求を行い、また、その承認を得たものの数を計上すること。
管理権喪失審判取消しの請求(4)	法第33条の7により、管理権喪失審判取消しの請求を行い、また、その承認を得たものの数を計上すること。

後見人選任の請求 (5)	法第33条の8により、未成年後見人選任の請求を行い、また、その承認を得たものの数を計上すること。
後見人解任の請求 (6)	法第33条の9により、未成年後見人解任の請求を行い、また、その承認を得たものの数を計上すること。 ※条文 184頁参照
法第47条第5項の報告 (7)	法第47条第5項により、児童の生命や身体の安全を確保するために緊急措置をとった者からの報告を受けたものの数を計上すること。 (平成24年3月27日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、家庭福祉課長、保育課長、母子保健課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知参照)

表 側

請求件数(38)	前年度に家庭裁判所に請求し、本年度中に承認のあった場合は、「承認件数」
承認件数(39)	欄のみに計上し、本年度中に請求し、承認のなされていない場合は「請求件数」欄
却下件数(40)	のみに計上すること。また、本年度中に却下された場合は「却下件数」、取り下
取下げ件数(41)	げた場合は「取下げ件数」に計上すること。

審査要領

(養護相談の理由)

- 1 「児童福祉施設に入所(01)」の「計(8)」－「虐待(5)」
＝「第45の養護相談のその他の相談(02)」の「児童福祉施設入所(14)」
- 2 「児童福祉施設に入所(01)」の「虐待(5)」
＝「第45の養護相談の児童虐待相談(01)」の「児童福祉施設入所(14)」
- 3 「里親委託(02)」の「計(8)」－「虐待(5)」
＝「第45の養護相談のその他の相談(02)」の「里親委託(18)」
- 4 「里親委託(02)」の「虐待(5)」
＝「第45の養護相談の児童虐待相談(01)」の「里親委託(18)」
- 5 「面接指導(03)」の「計(8)」－「虐待(5)」
＝「第45の養護相談のその他の相談(02)」の「助言指導(1)」＋「継続指導(2)」
＋「他機関あつせん(3)」
- 6 「面接指導(03)」の「虐待(5)」
＝「第45の養護相談の児童虐待相談(01)」の「助言指導(1)」＋「継続指導(2)」
＋「他機関あつせん(3)」

- 7 「その他(04)」の「計(8)」－「虐待(5)」
 = 「第45の養護相談のその他の相談(02)」の「計(22)」－{「面接指導(1)～(3)」
 ＋「児童福祉施設への入所(14)」＋「里親委託(18)」}
- 8 「その他(04)」の「虐待(5)」
 = 「第45の養護相談の児童虐待相談(01)」の「計(22)」－{「面接指導(1)～(3)」
 ＋「児童福祉施設への入所(14)」＋「里親委託(18)」}
- 9 「虐待(5)」の「児童福祉施設に入所(01)」＝「児童福祉施設に入所(05)の計(6)」
- 10 「虐待(5)の合計」
 ≥ 「虐待相談の相談種別・経路の計(33)の計(10)」
 ≥ 「虐待相談の相談種別・主な虐待者の計(6)の計(15)」
 ≥ 「被虐待者の年齢・相談種別の計(12)の計(35)」
 ≥ 「児童虐待防止法関係の安全確認(1)」
- 11 「虐待相談の相談種別・経路の計(33)の計(10)」
 = 「虐待相談の相談種別・主な虐待者の計(6)の計(15)」
 = 「被虐待者の年齢・相談種別の計(12)の計(35)」
- 12 「虐待相談の相談種別・経路の計(33)の身体的虐待(06)」
 = 「虐待相談の相談種別・主な虐待者の計(6)の身体的虐待(11)」
 = 「被虐待者の年齢・相談種別の身体的虐待(1)の計(35)」
- 13 「虐待相談の相談種別・経路の計(33)の性的虐待(07)」
 = 「虐待相談の相談種別・主な虐待者の計(6)の性的虐待(12)」
 = 「被虐待者の年齢・相談種別の性的虐待(2)の計(35)」
- 14 「虐待相談の相談種別・経路の計(33)の心理的虐待(08)」
 = 「虐待相談の相談種別・主な虐待者の計(6)の心理的虐待(13)」
 = 「被虐待者の年齢・相談種別の心理的虐待(3)の計(35)」
- 15 「虐待相談の相談種別・経路の計(33)の保護の怠慢・拒否(ネグレクト)(09)」
 = 「虐待相談の相談種別・主な虐待者の計(6)の保護の怠慢・拒否(ネグレクト)(14)」
 = 「被虐待者の年齢・相談種別の保護の怠慢・拒否(ネグレクト)(5)の計(35)」
- 16 「被虐待者の年齢・相談種別の計(12)の市町村と重複(再掲)(36)」
 ≤ 「第49の2の被虐待者の年齢・相談種別の計(10)の計(32)」
- 17 児童虐待防止法関係「保護者指導勧告(7)」≥ 「一時保護・施設措置等(8)」
 ≥ 「親権喪失審判(9)」
 ≥ 「親権停止審判(10)」
 ≥ 「管理権喪失審判(11)」

参照条文

児童福祉法（抄）（昭和22年法律第164号）

（親権喪失審判等の請求）

第33条の7 児童の親権者に係る民法第834条本文、第834条の2第1項、第835条又は第836条の規定による親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求又はこれらの審判の取消しの請求は、これらの規定に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

（未成年後見人選任の請求）

第33条の8 児童相談所長は、親権を行う者のない児童について、その福祉のため必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任を請求しなければならない。

（未成年後見人解任の請求）

第33条の9 児童の未成年後見人に、不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、民法第846条の規定による未成年後見人の解任の請求は、同条に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

（児童福祉施設の長の親権等）

第47条

①～④ （略）

⑤ 第3項の規定による措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。この場合において、児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親は、速やかに、そのとつた措置について、当該児童に係る通所給付決定若しくは入所給付決定、第21条の6、第24条第5項若しくは第6項若しくは第27条第1項第3号の措置、助産の実施若しくは母子保護の実施又は当該児童に係る子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定を行つた都道府県又は市町村の長に報告しなければならない。

児童虐待の防止等に関する法律（抄）（平成12年法律第82号）

（児童虐待の定義）

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 4 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(児童虐待に係る通告)

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法第25条第1項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

(通告又は送致を受けた場合の措置)

第8条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第6条第1項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

1～2略

② 児童相談所が第6条第1項の規定による通告又は児童福祉法第25条の7第1項第1号若しくは第2項第1号若しくは第25条の8第1号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

1 児童福祉法第33条第1項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせること。

2 児童福祉法第26条第1項第3号の規定により当該児童のうち第6条第1項の規定による通告を受けたものを市町村に送致すること。

3 当該児童のうち児童福祉法第25条の8第3号に規定する保育の利用等(以下この号において「保育の利用等」という。)が適当であると認めるものをその保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長へ報告し、又は通知すること。

4 当該児童のうち児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第3項に規定する子育て短期支援事業、同条第5項に規定する養育支援訪問事業、同条第6項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第14項に規定する子育て援助活動支援事業、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第1号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると認めるものをその事業の実施に係る市町村の長へ通知すること。

③ 前2項の児童の安全の確認を行うための措置、市町村若しくは児童相談所への送致又は一時

保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

(出頭要求等)

第8条の2 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

(立入調査等)

第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

(再出頭要求等)

第9条の2 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は前条第1項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

(臨検、搜索等)

第9条の3 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は第9条第1項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い、又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。

(警察署長に対する援助要請等)

第10条 児童相談所長は、第8条第2項の児童の安全の確認を行おうとする場合、又は同項第1号の一時保護を行おうとし、若しくは行わせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。都道府県知事が、第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問をさせ、又は臨検等をさせようとする場合についても、同様とする。

(児童虐待を行った保護者に対する指導等)

第11条 略

② 略

③ 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項第2号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。

④ 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。

⑤ 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、児童福祉法第33条第2項の規定により児童相談所長をして児童虐待を受けた児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させ、同法第27条第1項第3号又は第28条第1項の規定による措置を採る等の必要な措置を講ずるものとする。

⑥ 児童相談所長は、第4項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第33条の7の規定による請求を行うものとする。

⑦ 略

(面会等の制限等)

第12条 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第27条第1項第3号の措置（以下「施設入所等の措置」という。）が採られ、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長は、内閣府令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限することができる。

1 当該児童との面会

2 当該児童との通信

② 略

③ 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第28条の規定によるものに限る。）が採られ、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、当該保護者が当該児童を連れ戻すおそれがある等再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は当該児童の保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする。

第12条の4 都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護が行われ、かつ、第12条第1項の規定により、当該児童虐待を行った保護者について、同項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に

必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、6月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身边につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいしてはならないことを命ずることができる。

第 49 の 2 市町村における養護相談の理由別対応件数
(児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律)

1. (養護相談の理由)

養護相談番号	市区町村	児童虐待防止対策等	その他	計
001		01	02	03
その他				

〔虐待防止〕の件数

(1) 児童虐待の防止等に関する法律

養護相談番号	市区町村	児童虐待防止対策等	児童虐待防止対策等		その他	計
			児童虐待防止対策等 (人権を含む)	その他		
001		01	02	03	04	05
002		01	02	03	04	05
003		01	02	03	04	05
004		01	02	03	04	05
005		01	02	03	04	05
006		01	02	03	04	05
007		01	02	03	04	05

(2) 児童虐待防止対策等に関する法律

養護相談番号	市区町村	児童虐待防止対策等	児童虐待防止対策等		その他	計
			児童虐待防止対策等 (人権を含む)	その他		
001		01	02	03	04	05
002		01	02	03	04	05
003		01	02	03	04	05
004		01	02	03	04	05
005		01	02	03	04	05
006		01	02	03	04	05
007		01	02	03	04	05

(3) 児童虐待の防止等に関する法律

養護相談番号	市区町村	児童虐待防止対策等	児童虐待防止対策等	児童虐待防止対策等		その他	計
				児童虐待防止対策等 (人権を含む)	その他		
001		01	02	03	04	05	06
002		01	02	03	04	05	06
003		01	02	03	04	05	06
004		01	02	03	04	05	06
005		01	02	03	04	05	06
006		01	02	03	04	05	06
007		01	02	03	04	05	06
008		01	02	03	04	05	06
009		01	02	03	04	05	06
010		01	02	03	04	05	06
011		01	02	03	04	05	06
012		01	02	03	04	05	06
013		01	02	03	04	05	06
014		01	02	03	04	05	06
015		01	02	03	04	05	06
016		01	02	03	04	05	06
017		01	02	03	04	05	06
018		01	02	03	04	05	06
019		01	02	03	04	05	06
020		01	02	03	04	05	06
021		01	02	03	04	05	06
計							

(4) (児童虐待防止対策等)

児童虐待防止対策等		
児童虐待防止対策等 (人権を含む)	(1)	(2)
その他	(3)	(4)
計	(5)	(6)

2. (養護相談)

児童虐待防止対策等		
児童虐待防止対策等 (人権を含む)	(1)	(2)
その他	(3)	(4)
計	(5)	(6)

この表は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）により、今年度中に市町村が、養護相談として新たに受け付けたもの（前年度に未対応であったものを含む。）のうち、本年度中に対応した件数を理由種別、対応種別に計上するものである。なお、虐待相談については、虐待相談の相談種別・経路、虐待相談の相談種別・主な虐待者、被虐待児童の年齢・相談種別、児童虐待防止法関係についての件数を計上するものである。

また、法第47条第5項により、児童の生命や身体の安全を確保するために緊急措置をとった者から報告を受けた件数について計上するものである。

記入要領

この表は、市町村に備え付けられている児童記録票に基づき、「養護相談の理由」表は養護相談の理由種別に計上する。虐待相談については、虐待相談の経路等を再掲して計上すること。

親権関係については、法第47条第5項により児童の生命や身体の安全を確保するために緊急措置をとった者から報告を受けた件数を計上すること。

一般的事項

市町村の報告について、管轄する都道府県で集計すること。ただし、指定都市・中核市又は特別区（中核市及び特別区は児童相談所を設置する市（特別区を含む。）に限る。）は前記に含めず別で集計すること。報告については、都道府県・指定都市又は中核市（ただし、中核市は児童相談所を設置する市に限る。）が行うこと。

養護相談の理由は、必ず判定会議等の結果により分類すること。

虐待相談の経路、虐待相談の主な虐待者、被虐待児童の年齢・相談種別、児童虐待防止法関係は、養護相談の理由における虐待相談の再掲とし、児童記録票等に記載された内容に基づき計上すること。

1 （養護相談の理由）

表 頭	
理 由 種 別	理由が2欄以上に該当するときは、それぞれの欄に計上すること。
家 出(1) (失踪を含む)	保護者等が家出又は失踪したために児童の養育に問題が生じたものの数を計上すること。
死 亡(2)	保護者等が病気又は交通事故等により死亡したために児童の養育に問題が生じたものの数を計上すること。
離 婚(3)	保護者等の離婚又は事実上離婚と同様の別居状態のために児童の養育に問題を生じたものの数を計上すること。
傷 病(4) (入院を含む)	保護者等の疾病、負傷等のために児童の養育に問題を生じたものの数を計上すること。
家 族 環 境	保護者の児童に関する虐待若しくは放任、不和等のため、あるいは保護者等の精神障害や性格上の問題等のため、家族の環境が児童の監護、養育上不適当な状

	態にあるものの数を計上すること。
虐待(5)	児童虐待の防止に関する法律の第2条に規定する下記の行為がみられたものの数を計上すること。 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢・拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
その他(6)	「虐待(5)」以外の家族環境によるものについて計上すること。
その他(7)	理由種別(1)～(6)のいずれにも該当しない対応件数を計上すること。
表 側	
面接指導(01)	「第45 児童相談種類別対応件数」で行った分類のうち、面接指導について計上すること。
その他(02)	面接指導以外のものについて計上すること。

「虐待(5)」の再掲

(1) (虐待相談の相談種別・経路)

表 頭	
経路種別 (1)～(32)	(養護相談の理由)の表頭「虐待(5)」で計上したケースを、経路別にそれぞれ計上すること。 <u>経路が2欄以上に該当するときは、児童記録票を起こした最初の相談経路のみに計上すること。</u> 「第43 児童相談経路別児童受付」で行った分類で計上すること。
都道府県・ 指定都市・ 中核市・ 特別区 (1)(2)(3)(4)	都道府県・指定都市・中核市・特別区(ただし、中核市及び特別区は児童相談所を設置する市(特別区を含む。)に限る。)の関係機関からの経路について計上すること。 「児童相談所」の欄には、他の児童相談所からの経路について計上すること。 「福祉事務所」の欄には、都道府県・指定都市・中核市・特別区(ただし、中核市及び特別区は児童相談所を設置する市(特別区を含む。)に限る。)の設置した福祉事務所からの経路について計上すること。 「保健センター」の欄には、都道府県・指定都市・中核市・特別区(ただし、

	中核市及び特別区は児童相談所を設置する市（特別区を含む。）に限る。）の設置した保健センターからの経路について計上すること。
	「その他」の欄には、児童相談所、福祉事務所及び保健センター以外の都道府県・指定都市・中核市・特別区（ただし、中核市及び特別区は児童相談所を設置する市（特別区を含む。）に限る。）関係機関（他に分類されるものを除く。）からの経路について計上すること。
市 町 村 (5)(6)(7)(8)	市町村（指定都市及び児童相談所を設置する市（特別区を含む。）を除く。）の関係機関からの経路について計上すること。
	市町村の「その他」の欄には、福祉事務所、保健センター以外の市町村の関係機関（他に分類されるものを除く）からの経路について計上すること。
児童福祉施設 ・指定発達支援 医療機関 (9)(10)(11)	保育所（保育所型認定こども園を除く）、児童福祉施設（児童家庭支援センターを除く）指定発達支援医療機関からの経路について計上すること。
児童家庭支援セ ンター (12)	児童家庭支援センターからの経路について計上すること。
認定こども園 (13)	幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園からの経路について計上すること。
警 察 等 (14)	警察官のほか麻薬取締官等司法警察職員としての職務を行う者からの経路について計上すること。
家庭裁判所 (15)	家庭裁判所からの経路について計上すること。
保 健 所 及 び 医 療 機 関 (16)(17)	保健所の欄には、保健所からの経路について計上すること。 医療機関の欄には、病院、診療所、その他の医療を提供する施設からの経路について計上すること。
学 校 等 (18) (19) (20)	学校等のうち、学校の欄には小学校、中学校、高等学校等からの経路、教育委員会等の欄には、教育委員会（教育相談室等）、社会教育関係機関等からの経路について計上すること。
	補 幼稚園の欄には幼稚園型認定こども園からの通告等があったケースについては計上せず、「認定こども園(11)」に計上すること。
里 親 (21)	法第 27 条 1 項第 3 号の規定による里親・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）からの経路について、計上すること。
児童委員(通告の 仲介を含む) (22)	法第 25 条の規定による児童委員を介した経路について計上すること。
その他 (32)	(1)～(31)のいずれにも該当しない経路について計上すること。
表 側	
虐 待 の 種 類 (03)～(06)	児童虐待の防止等に関する法律第 2 条の規定により、相談種別を「身体的虐待」

「性的虐待」「心理的虐待」「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」に分け、それぞれのケースに計上すること。

(2) (虐待相談の相談種別・主な虐待者)

<p>(養護相談の理由) の虐待(5)で計上したケースを、虐待相談の相談種別・主な虐待者別にそれぞれ計上すること。</p>	
<p>表 頭</p>	
<p>主な虐待者別 (1)~(5)</p>	<p>被虐待児童と虐待者の関係について、それぞれ計上すること。</p>
<p>実父 (1)</p>	<p>血縁関係にある父親について計上する。</p>
<p>実父以外の 父親 (2)</p>	<p>義父・養父等直接血縁関係にない父親について計上すること。</p>
<p>実母 (3)</p>	<p>血縁関係にある母親について計上すること。</p>
<p>実母以外の 母親 (4)</p>	<p>義母・養母等直接血縁関係にない母親について計上すること。</p>
<p>その他 (5)</p>	<p>(1)~(4)のいずれにも該当しない場合について計上すること。 補 特別養子縁組の場合は、実父(1) 又は実母(3) に計上すること。</p>
<p>表 側</p>	
<p>虐待の種類 (08)~(11)</p>	<p>児童虐待の防止等に関する法律第2条の規定により、相談種別を「身体的虐待」「性的虐待」「心理的虐待」「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」に分け、それぞれのケースに計上すること。</p>

(3) (被虐待者の年齢・相談種別)

<p>(養護相談の理由) の虐待(5)で計上したケースを、被虐待者の年齢・相談種別にそれぞれ計上すること。</p>	
<p>表 頭</p>	
<p>相談種別 (1)(2)(3)(5)</p>	<p><u>相談種別が2欄以上に該当するときは、おもな相談のみに計上し、相談件数1件につき複数の計上は行わないこと。</u></p>
<p>暴力の目撃等 によるもの (再掲) (4)</p>	<p>被虐待児童が同居する家庭における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に対する暴力や、被虐待児童のきょうだいが虐待行為の目撃等により、心理的虐待(3)に計上されている件数を再掲すること。</p>
<p>保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)(5) 登校・登園の 禁止 (再掲) (6)</p>	<p>児童の意思に反して学校等に登校・登園させない場合や、児童が学校等に登校・登園するように促すなどの児童に教育を保障する努力をしない場合の件数を再掲すること。</p>

保護者以外の者による虐待
(7)～(9)

保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう）以外の者が、身体的虐待、性的虐待又は心理的虐待の行為を行っているにもかかわらず、保護者がそれを放置していることにより(5)に計上されている場合、保護者以外の者が行っている主な虐待行為の種類1つのみに再掲すること。

表 側
年 齢 別
(13)～(31)

対応した時点での満年齢により件数を計上し、相談として受け付けた時点での計上は行わないこと。

(4) (児童虐待防止法関係)

表 頭

(養護相談の理由) の虐待(5)で計上した件数のうち、下記の件数についてそれぞれ計上すること。

安全確認件数(1)

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「虐待防止法」という。）の第8条第1項の規定に基づき安全確認を行った件数を計上すること。

送致件数(2)

虐待防止法の第8条第1項第1号の規定に基づき児童相談所に送致した件数を計上すること。

出頭要求等
通知件数 (3)

虐待防止法の第8条第1項第2号の規定に基づき都道府県知事又は児童相談所長に通知した件数を計上すること。

2 (親権関係)

法第47条第5項の
報告件数 (34)

法第47条第5項により、児童の生命や身体の安全を確保するために緊急措置をとった者からの報告を受けたものの数を計上すること。

(平成24年3月27日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、家庭福祉課長、保育課長、母子保健課長、社会援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知参照)

審査要領

(養護相談の理由)

- 1 「面接指導(01)」の「虐待(5)」
＝「第45の養護相談の児童虐待相談(18)」の「助言指導(1)」＋「継続指導(2)」
＋「他機関あつせん(3)」
- 2 「面接指導(01)」の「計(8)」－「虐待(5)」
＝「第45の養護相談のその他の相談(19)」の「助言指導(1)」＋「継続指導(2)」
＋「他機関あつせん(3)」
- 3 「その他(02)」の「虐待(5)」
＝「第45の養護相談の児童虐待相談(18)」の「計(22)」
－{「助言指導(1)」＋「継続指導(2)」＋「他機関あつせん(3)」}
- 4 「その他(02)」の「計(8)」－「虐待(5)」
＝「第45の養護相談のその他の相談(19)」の「計(22)」
－{「助言指導(1)」＋「継続指導(2)」＋「他機関あつせん(3)」}
- 5 「虐待(5)の合計」
≥「虐待相談の相談種別・経路の計(33)の計(07)」
≥「虐待相談の相談種別・主な虐待者の計(6)の計(12)」
≥「被虐待者の年齢・相談種別の計(10)の計(32)」
≥「児童虐待防止法関係の安全確認件数(1)」
- 6 「虐待相談の相談種別・経路の計(33)の計(07)」
＝「虐待相談の相談種別・主な虐待者の計(6)の計(12)」
＝「被虐待者の年齢・相談種別の計(10)の計(32)」
- 7 「虐待相談の相談種別・経路の計(33)の身体的虐待(03)」
＝「虐待相談の相談種別・主な虐待者の計(6)の身体的虐待(08)」
＝「被虐待者の年齢・相談種別の身体的虐待(1)の計(32)」
- 8 「虐待相談の相談種別・経路の計(33)の性的虐待(04)」
＝「虐待相談の相談種別・主な虐待者の計(6)の性的虐待(09)」
＝「被虐待者の年齢・相談種別の性的虐待(2)の計(32)」
- 9 「虐待相談の相談種別・経路の計(33)の心理的虐待(05)」
＝「虐待相談の相談種別・主な虐待者の計(6)の心理的虐待(10)」
＝「被虐待者の年齢・相談種別の心理的虐待(3)の計(32)」
- 10 「虐待相談の相談種別・経路の計(33)の保護の怠慢・拒否(ネグレクト)(06)」

＝「虐待相談の相談種別・主な虐待者の計(6)の保護の怠慢・拒否（ネグレクト）(11)」

＝「被虐待者の年齢・相談種別の保護の怠慢・拒否（ネグレクト）(5)の計(32)」

参照条文

児童福祉法（抄）（昭和22年法律第164号）

（保護者の児童虐待等の場合の措置）

第28条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第27条第1項第3号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

- 1 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。
- 2 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不適當であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。
 - ② 前項第1号及び第2号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から2年を超えてはならない。ただし、当該措置に係る保護者に対する指導措置（第27条第1項第2号の措置をいう。以下この条並びに第33条第2項及び第9項において同じ。）の効果等に照らし、当該措置を継続しなければ保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。
 - ③ 都道府県は、前項ただし書の規定による更新に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、当該措置の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該措置を採ることができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお当該措置を採る必要があると認めるときに限る。
 - ④ 家庭裁判所は、第1項第1号若しくは第2号ただし書又は第2項ただし書の承認（以下「措置に関する承認」という。）の申立てがあつた場合は、都道府県に対し、期限を定めて、当該申立てに係る保護者に対する指導措置を採るよう勧告すること、当該申立てに係る保護者に対する指導措置に関し報告及び意見を求めること、又は当該申立てに係る児童及びその保護者に関する必要な資料の提出を求めることができる。
 - ⑤ 家庭裁判所は、前項の規定による勧告を行つたときは、その旨を当該保護者に通知するものとする。
 - ⑥ 家庭裁判所は、措置に関する承認の申立てに対する承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対する指導措置を採ることが

相当であると認めるときは、都道府県に対し、当該指導措置を採るよう勧告することができる。

児童虐待の防止等に関する法律（抄）（平成12年法律第82号）

（児童虐待の定義）

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 4 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（通告又は送致を受けた場合の措置）

第8条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第6条第1項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

- 1 児童福祉法第25条の7第1項第1号若しくは第2項第1号又は第25条の8第1号の規定により当該児童を児童相談所に送致すること。
- 2 当該児童のうち次条第1項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。

都道府県 名
 指定都市 市
 中核市 (特別区)
 (児童相談所)
 令和 年度分報告

第 50 児童福祉施設・在所有者
 (児童福祉法)

	施設数	定員	入所(年度中)		退所(年度中)	
			措置人員	その他	措置人員	その他
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
乳児院	公立	(01)				
	私立	(02)				
児童養護施設	公立	(03)				
	私立	(04)				
児童心理治療施設	公立	(05)				
	私立	(06)				
児童自立支援施設 入所	公立	(07)				
	私立	(08)				

	年 度 末 在 籍																					
	措置人員																					
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	小計	その他
	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)
乳児院	公立	(01)																				
	私立	(02)																				
児童養護施設	公立	(03)																				
	私立	(04)																				
児童心理治療施設	公立	(05)																				
	私立	(06)																				
児童自立支援施設 入所	公立	(07)																				
	私立	(08)																				

(備考) 都道府県・指定都市・児童相談所を設置する市(特別区を含む。)においては、児童相談所からの報告をまとめ、総括の報告表を作成すること。

この表は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）による児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）について年度末現在における施設数、定員及び本年度中における入退所人員及び年度末在籍人員を施設の種別・公私立別に計上するものである。

記入要領

この表は、児童相談所に備え付けられている児童記録票又は児童福祉施設に備え付けられている入所者名簿等の記載内容に基づいて計上すること。

一般的事項

児童相談所毎に集計し、その児童相談所を設置する都道府県・指定都市・中核市又は特別区（ただし、中核市及び特別区は児童相談所を設置する市（特別区を含む。）に限る。）でとりまとめを行うこと。報告については、都道府県・指定都市又は中核市で行うこと。

- 1 施設の設置又は認可が年度をさかのぼって行われても、そ及することなく、決裁のあった日の属する年度の報告から計上すること。
- 2 施設の設置主体が変更になり公立の施設が私立の施設になったり私立の施設が公立の施設になった場合及び施設の種別が変更になった場合は、変更前の施設については「退所」欄のみ計上し、変更後の施設については「入所」欄に計上すること。
なお、施設の設置主体が変更になっても、変更の前後とも公立の施設、変更の前後とも私立の施設であれば計上しないこと。
- 3 施設が併設されている場合は、施設の種別ごとに該当欄に計上すること。
- 4 乳児院（公立(01)・私立(02)）以外は、一時保護者及び短期入所者を含めないこと。
- 5 措置人員以外の項目について、児童相談所毎に計上することが困難な場合は都道府県・指定都市・中核市又は特別区（ただし、中核市及び特別区は児童相談所を設置する市（特別区を含む。）に限る。）が総括の表で各児童相談所の計に加算して報告すること。

表 頭 上 表

施設数(1)

本年度末現在で児童福祉施設として設置又は認可されている施設（休止中のものを除く。）の数を、施設を管轄する児童相談所で計上すること。

補 A県の法人等がB県の認可を受けてB県に施設を設置した場合は、施設を認可しているB県の児童相談所で計上すること。児童相談所毎の把握が困難な場合は、B県の総括の報告表に計上すること。

定員(2)

施設数(1)に計上した施設の定員を、施設を管轄する児童相談所で計上すること。

補1 A県の法人等がB県の認可を受けて、B県に施設を設置した場合の定員は、

	施設を認可しているB県の児童相談所で計上すること。児童相談所毎の把握が困難な場合は、B県の総括の報告表に計上すること。
	補2 暫定定員を計上しないこと。
	補3 「施設数(1)」、「定員(2)」が前年度分報告と異なるときは、その理由を注記欄に記載すること。
入 所	
措置人員 (3)	本年度中に措置を受けて入所した人員を、措置を行った児童相談所で計上すること。
	補 措置以外の理由で在所中に入所措置を受けたときは、この欄に計上するとともに「退所」の「その他(6)」にも計上すること。
そ の 他(4)	本年度中に措置以外で入所した人員を、施設を管轄する児童相談所若しくは、施設を設置又は認可した都道府県・指定都市・中核市又は特別区(ただし、中核市及び特別区は児童相談所を設置する市(特別区を含む。))に限る。)で計上すること。
	補 在所中に措置が解除され、引き続き在所するときは、この欄に計上するとともに「退所」の「措置人員(5)」にも計上すること。
退 所	
措置人員 (5)	本年度中に措置が解除され退所した人員を、措置を行った児童相談所で計上すること。
	補 本年度4月1日付で措置が解除された者の場合、この欄に計上すること。
そ の 他(6)	措置以外で在籍しているもののうち本年度中に退所した人員を、施設を管轄する児童相談所若しくは、施設を設置又は認可した都道府県・指定都市・中核市又は特別区(ただし、中核市及び特別区は児童相談所を設置する市(特別区を含む。))に限る。)で計上すること。
下 表	
年度末在籍 措置人員 (7)~(26)	本年度末現在、入所措置を受けている児童を0歳~19歳の年齢別に計上すること。
	補 本年度末現在における満年齢に応じて計上すること。
そ の 他 (28)	措置以外の理由により在籍している児童を計上すること。
表 側	
児童養護施設	地域小規模児童養護施設は、児童養護施設における本体に含めて計上すること。
	補 「施設数(1)」には本体施設数のみを計上し、「定員(2)」から「その他(11)」

児童自立支援施設
入所(07)(08)

- には本体施設及び地域小規模児童養護施設の合計人員を計上すること。
- 1 「施設数(1)」には入所部門のみの施設及び1つの施設で入所部門と通所部門を有する施設を計上すること。
 - 2 「定員(2)」から「その他(11)」には入所部門のみの人員を計上すること。

公立
(01)(03)(05)(07)

経営を他のものに委託していても、設置主体が地方公共団体であるものをいう。

私立
(02)(04)(06)(08)

設置主体が地方公共団体以外のものをいう。

補 国又は地方公共団体が所有している土地建物等を使用していても、当該施設の設置について私(法)人が認可を受けているものは「私立」とすること。

審査要領

- 1 「年度末在籍の措置人員(27)」 = 「前年度分報告の年度末在籍の措置人員(27)」
+ 「入所の措置人員(3)」 - 「退所の措置人員(5)」
- 2 「年度末在籍のその他(28)」 = 「前年度分報告の年度末在籍のその他(28)」
+ 「入所のその他(4)」 - 「退所のその他(6)」

第52 助産施設・母子生活支援施設在所有者
(児童福祉法)

都道府県
指定都市 名
中核市
令和 年度分報告

			施設数 (1)	定員 (2)	年 度 中				年 度 末 在 籍	
					入 所 (3)	私的契約 入 所 (4)	退 所 (5)	私的契約 退 所 (6)	入 所 (7)	私的契約 入 所 (8)
助産施設	公立	(01) 人 員								
	私立	(02) 人 員								
母子生活支援施設	公立	世帯数 (03)								
		人 員 (04)								
	私立	世帯数 (05)								
		人 員 (06)								

今回の報告では使用しません

この表は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）による助産施設、母子生活支援施設の年度末現在における施設数、定員、本年度中における入退所世帯数・人員及び年度末在籍世帯数・人員を公私別別に計上するものである。

記入要領

この表は、福祉事務所に備え付けられている保護台帳又は施設に備え付けられている入所者名簿等の記載内容に基づいて計上すること。

一般的事項

- 1 施設の設置又は認可が年度をさかのぼって行われていても、そ及することなく、決裁のあった日の属する年度の報告から計上すること。
- 2 施設の設置主体が変更になり、公立の施設が私立の施設になったり、私立の施設が公立の施設になった場合及び施設の種類が変更になった場合は、変更前の施設については「年度中」の「退所」欄のみに計上し、変更後の施設については「年度途中」の「入所」欄に計上すること。

なお、施設の設置主体が変更になっても、変更の前後とも公立の施設、変更の前後とも私立の施設であれば計上しないこと。

表 頭

施設数(1)

本年度末現在で設置又は認可されている施設（休止中のものを除く。）の数を、その施設を設置又は認可した都道府県、指定都市又は中核市で計上すること。

補 A県の法人等がB県の認可を受けてB県に施設を設置した場合は、施設を認可しているB県で計上すること。

定員(2)

本年度末現在で設置又は認可されている施設（休止中のものを除く。）の定員（世帯数）を、その施設を設置又は認可した都道府県、指定都市又は中核市で計上すること。

補1 A県の法人等がB県の認可を受けてB県に施設を設置した場合の定員は、施設を認可しているB県で計上すること。

補2 暫定定員を計上しないこと。

補3 「施設数(1)」、「定員(2)」が前年度分報告と異なるときは、その理由を注記

年 度 中

入所(3)

本年度中に法に基づく入所申込みを受けて入所した「人員」及び「世帯数」を、計上すること。

補 私的契約で在所中に法に基づく入所申込みを受けて入所したときは、この欄に計上するとともに「年度中」の「私的契約退所(6)」にも計上すること。

私的契約入所(4)

本年度中に法に基づかない入所契約により入所した「人員」及び「世帯数」を計上すること。

補 在所中に法に基づく入所契約を解除され、引き続き在所するときは、この欄に計上するとともに「年度中」の「退所(5)」にも計上すること。

退所(5)

本年度中に法に基づく入所契約が解除された「人員」及び「世帯数」を計上すること。

補 本年度4月1日付で法に基づく入所契約が解除された者の場合、「年度中」の「退所(5)」欄に計上すること。

私的契約退所(6)

法に基づかない入所契約により入所している者のうち本年度中に退所した「人員」及び「世帯数」を計上すること。

表 側

助産施設

入所している妊産婦数を計上し、妊産婦が分娩した新生児数は計上しないこと。

母子生活支援施設

世帯数
人員

「年度中(3)～(6)」の「世帯数」は世帯主(母)が異動した場合に計上し、扶養されている児童だけが異動した場合は、「人員」のみについて計上すること。

今回の報告では使用しません

公 立
私 立

補1 母子生活支援施設に入所中の世帯において出生児があったときは、出生児の数を「年度中」の「入所」の「人員」に計上すること。

補2 母子生活支援施設に入所中の児童が法定年令に達し、法に基づく入所契約が解除され引き続き母親と同居している場合には、その子のみを「年度中」の「私的契約入所(4)」及び「年度中」の「退所(5)」の各欄の「人員」に計上すること。

経営を他のものに委託していても、設置主体が地方公共団体であるものをいう。

設置主体が地方公共団体以外のものをいう。

補 国又は地方公共団体が所有している土地建物等を使用していても、当該施設の設置について私(法)人が認可を受けているものは「私立」とすること。

審査要領

- 今回の報告では使用しません**
- 1 「年度末在籍の入所(7)」＝「前年度分報告の年度末在籍の入所(7)」＋「年度中の入所(3)」－「年度中の退所(5)」
 - 2 「年度末在籍の私的契約(8)」＝「前年度分報告の年度末在籍の私的契約(8)」＋「年度中の私的契約入所(4)」－「年度中の私的契約退所(6)」
 - 3 「母子生活支援施設の公立の世帯数(03)」≤「母子生活支援施設の公立の人員(04)」
 - 4 「母子生活支援施設の私立の世帯数(05)」≤「母子生活支援施設の私立の人員(06)」

参照条文

児童福祉法（抄）（昭和22年法律第164号）

（助産の実施）

第22条 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申込みがあつたときは、その妊産婦に対し助産施設において助産を行わなければならない。ただし、付近に助産施設がない等やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

（母子保護の実施）

第23条 都道府県等は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であつて、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあつたときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、適当な施設への入所のあつせん、生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用等適切な保護を行わなければならない。

今回の報告では使用しません

第54 保育所・在籍者

(児童福祉法)

都道府県
指定都市 名
中核市
令和 年 月分報告

	初日施設数 (1)	初日認可定員 (2)	初日利用定員 (3)	初 日 在 籍					月 途 中				月 末 在 籍		
				入所人員 (4)	措置人員 (5)	障害児 受入人員 (再掲) (6)	特別養育 給付 受給人員 (再掲) (7)	児童手当 受給人員 (再掲) (8)	私的契約 人員 (9)	入所人員 (10)	私的契約 入所人員 (11)	退所人員 (12)	私的契約 退所人員 (13)	入 所 人 員 (14)	私的契約 人員 (15)
公立 (01)															
私立 (02)															

	初 日 入 所 人 員 年 齢 階 層					障害児保育の ための加配職 員数 (6)
	0 歳 (1)	1・2 歳 (2)	3 歳 (3)	4 歳以上 (4)	計 (5)	
公立 (03)						
保育短時間(再掲) (04)						
私立 (05)						
保育短時間(再掲) (06)						

今回の報告では使用しません

この表は、児童福祉法(昭和25年法律第164号、「児童福祉法」という)及びその5、子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という)による保育所の本月初日現在における施設数、定員、在籍人員及び障害児保育のための加配職員数、並びに本月中における入退所人員、月末在籍人員を計上するものである。

記入要領

この表は、市町村に備えつけられている台帳又は施設に備えつけられている児童名簿等の記載内容に基づいて計上すること。

補 本表には保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)による保育所型認定こども園の数値を計上すること。保育所型認定こども園においては、保育所と同様に支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの受入れに係る部分について計上すること。

※条文 219 頁参照

一般的事項

- 1 施設の設置、認可又は確認が月をさかのぼって行われても、そ及することなく、決裁のあった日の属する月の報告から計上すること。
- 2 施設の設置、認可又は確認が月の途中の場合は、「月途中入所」、「月途中退所」及び「月末在籍」欄のみ計上すること。
- 3 施設の設置主体が変更になり、公立の施設が私立の施設になったり、私立の施設が公立の施設になった場合は、次により計上すること。
 - (1) 初日に変更になった場合

変更前の施設については「月途中退所」欄のみ計上し、変更後の施設については、「初日施設数」、

「初日認可定員」、「初日利用定員」、「初日在籍」及び「月途中入所」欄に計上すること。

(2) 月の中途及び末日に変更になった場合

変更前の施設については「初日施設数」、「初日認可定員」、「初日利用定員」、「初日在籍」及び「月途中退所」欄に計上し、変更後の施設については「月途中入所」欄のみ計上すること。

なお、施設の設置主体が変更になっても、変更前の前後とも公立の施設、変更の前後とも私立の施設であれば計上しないこと。

4 「保育所」が「幼保連携型認定こども園」に変更となった場合は、3に準じて計上すること。この場合は、第54と第54の2の両方に関わることに留意すること。

5 進級児童について、事務処理上支援法に基づく支給認定を取消し、引き続き翌月支援法に基づく支給認定を行うものは月途中入退所として計上しないこと。

6 障害児保育のための加配職員数については、4月1日時点の状況を計上すること。(4月分のみ)

上
表

表
頭

今回の報告では使用しません

初日施設数(1)	<p>1 本月1日現在で設置又は認可されている施設(休止中のものを除く。)の数を、その施設を設置又は認可した都道府県、指定都市又は中核市で計上すること。</p> <p>2 月の中途で設置又は認可された施設はその月の初日施設数には計上せず、翌月から計上すること。</p> <p>3 分園については別計上しないこと。なお、定員は合算して計上すること。</p>
初日認可定員(2)	<p>本月1日現在で設置又は認可されている施設(休止中のものを除く。)の認可定員を、その施設を設置又は認可した都道府県、指定都市又は中核市で計上すること。なお、支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの受入れに係る部分について計上できない場合は、施設全体の認可定員を計上すること。</p>
初日利用定員(3)	<p>本月1日現在で確認を受けている施設(休止中のものを除く。)の利用定員を、その施設を確認した市町村を管轄する都道府県又は指定都市若しくは中核市で計上すること。</p> <p>補 「初日施設数(1)」、「初日認可定員(2)」、「初日利用定員(3)」が前月分報告と異なるときはその理由を注記欄に記載すること。</p>
初日在籍 入所人員(4)	<p>本月1日現在で、支援法に基づく支給認定を受けて入所している児童について、支給認定を行った市町村を管轄する都道府県又は指定都市若しくは中核市で計上すること。</p> <p>補1 本月1日現在で支給認定を受けている児童は計上し、支給認定を取り消し</p>

	た児童は計上しないこと。
措置人員(5)	<p>補2 当該都道府県又は当該指定都市若しくは当該中核市以外の設置又は認可している施設に入所している児童についても計上すること。</p> <p>本月1日現在で、法第24条第5項又は第6項に基づき市町村が措置した児童について、措置を行った市町村を管轄する都道府県又は指定都市若しくは中核市で計上すること。 ※条文 219頁参照</p>
障害児受入人員(再掲)(6)	「入所人員(4)」及び「措置人員(5)」のうち、市町村が認める障害児(身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。)の受入人員について、支給認定を行った市町村を管轄する都道府県又は指定都市若しくは中核市で再掲すること。
特別児童扶養手当受給児童(再掲)(7)	「障害児受入人員(6)」のうち、特別児童扶養手当受給児童の受入人員について、支援法に基づく支給認定を行った市町村を管轄する都道府県又は指定都市若しくは中核市で再掲すること。
	<p>補1 特別児童扶養手当の支給停止中の対象児童を含めて計上すること。</p> <p>補2 手当の支給対象期間についている及び、認定を受けた日(初日の場合はその月から、月途中の場合は翌月分報告から計上すること。</p>
私的契約人員(8)	<p>本月1日現在で、支援法に基づく支給認定を受けずに入所している児童をその施設を設置又は認可した都道府県、指定都市又は中核市で計上すること。</p> <p>補 本月1日付で支援法に基づく支給認定を取り消され、引き続き在所する児童も含めて計上すること。</p>
月途中入所人員(9)	<p>本月中(本月1日から末日まで)に支援法に基づく支給認定を受けて入所した児童を計上すること。</p> <p>補1 私的契約で在所中に支援法に基づく支給認定を受けて入所したときは、この欄に計上するとともに、月途中の「私的契約退所人員(12)」にも計上すること。</p> <p>補2 保育所間において入所児童が異動したときは、当該児童が入所した保育所においては、この欄に計上するとともに当該児童が退所した保育所にあつては、月途中の「退所人員(11)」にも計上すること。</p>
私的契約入所人員(10)	<p>本月中(本月1日から末日まで)に支援法に基づく支給認定を受けずに入所した児童を計上すること。</p> <p>補 在所中に支援法に基づく支給認定を取り消され、引き続き在所するときはこの欄に計上するとともに月途中の「退所人員(11)」にも計上すること。</p>
退所人員(11)	本月中(本月1日から末日まで)に支援法に基づく支給認定を取り消された児童又は退所した児童を計上すること。

今回の報告では使用しません

<p>私的契約退所 人員 (12)</p>	<p>補 4月1日付けで支援法に基づく支給認定を取り消された児童は、4月分報告月途中の「退所人員(11)」欄に計上し、「初日在籍入所人員(4)」欄には計上しないこと。</p> <p>支援法に基づく支給認定を受けずに入所している児童のうち本月中(本月1日から末日まで)に退所した児童を計上すること。</p>
<p>表 側 公 立(01) 私 立(02)</p>	<p>経営を他のものに委託していても設置主体が地方公共団体であるものをいう。設置主体が地方公共団体以外であるものをいう。</p> <p>補 国又は地方公共団体が所有している土地建物等を使用しているも、当該施設の設置について私(法)人が認可を受けているものは「私立」とすること。</p>
<p>下 表 表 頭 初日入所人員 年齢階層 (1)~(4)</p>	<p>本月1日現在の支援法に基づく支給認定を受けて入所している児童について、年齢階層(1)~(4)に区分して報告すること。</p> <p>今回の報告では使用しません</p> <p>1 前年度から引き続き入所している児童については、年度の初日の前日における満年齢により区分すること。</p> <p>2 年度途中から入所した児童については、その児童が入所した日の属する年度の初日の前日における満年齢により区分すること。</p>
<p>障害児保育のための加配職員数 (6)</p>	<p>4月分の報告表には、4月1日現在で標準的な職員数を超えて障害児保育のために加配されている職員数を計上すること。</p> <p>補1 常勤職員だけでなく、非常勤職員(常勤換算後)を含めて計上すること。非常勤職員の常勤換算数は、当該職員の1週間の勤務時間を施設が定めた1週間の勤務時間で除し、小数第2位を四捨五入して小数第1位まで求めた数の合計を原則とする。ただし週により時間にばらつきがある場合は、実態に近くなるよう月単位又は年単位で換算する。なお、非常勤職員の勤務時間は障害児保育に従事する時間に限定するものではない。</p> <p>補2 4月1日時点で障害児が入所していない場合であっても、障害児受入れに備えて標準的な職員数を超えて職員を加配している場合には、加配職員として計上すること。</p> <p>補3 常勤換算の具体例については213頁を参照すること。</p>
<p>表 側 公 立(03) 私 立(05) 保育短時間(再掲) (04) (06)</p>	<p>上表に同じ。</p> <p>上表に同じ。</p> <p>本月1日現在で、支援法に基づく保育短時間認定がされた児童について、年齢</p>

階層別に再掲すること。

審査要領

- 1 「月末在籍の入所人員(13)」＝「前月分報告の月末在籍の入所人員(13)」＋「月途中の入所人員(9)」
－「月途中の退所人員(11)」
- 2 「月末在籍の私的契約人員(14)」＝「前月分報告の月末在籍の私的契約人員(14)」＋「月途中の私的契約入所人員(10)」
－「月途中の私的契約退所人員(12)」
- 3 「前月分報告の月末在籍の入所人員(13)」＋「月途中の入所人員(9)」≥「初日在籍の入所人員(4)」
≥「前月分報告の月末在籍の入所人員(13)」－「月途中の退所人員(11)」
- 4 「前月分報告の月末在籍の私的契約人員(14)」＋「月途中の私的契約入所人員(10)」≥「初日在籍の私的契約人員(8)」
≥「前月分報告の月末在籍の私的契約人員(14)」－「月途中の私的契約退所人員(12)」
- 5 「初日在籍の入所人員(4)の公立(01)」＝「初日入所人員年齢階層の計(5)の公立(03)」
- 6 「初日在籍の入所人員(4)の私立(02)」＝「初日入所人員年齢階層の計(5)の私立(05)」
- 7 「障害児受入人員(再掲)(7)の公立(01)」≤「初日在籍の入所人員(4)の公立(01)」＋「初日在籍の措置人員(5)の公立(01)」
- 8 「障害児受入人員(再掲)(6)の私立(02)」≤「初日在籍の入所人員(4)の私立(02)」＋「初日在籍の措置人員(5)の私立(02)」
- 9 「特別児童扶養手当受給児童(再掲)(7)の公立(01)」≤「初日在籍の障害児受入人員(6)の公立(01)」
- 10 「特別児童扶養手当受給児童(再掲)(7)の私立(02)」≤「初日在籍の障害児受入人員(6)の私立(02)」
- 11 「初日入所人員年齢階層 公立(03)」≥「初日入所人員年齢階層 公立 保育短時間(再掲)(04)」
- 12 「初日入所人員年齢階層 私立(05)」≥「初日入所人員年齢階層 私立 保育短時間(再掲)(06)」
- 13 「初日施設数(1)の公立(01)」＝0のとき、「障害児保育のための加配職員数(6)の公立(03)」＝0
- 14 「初日施設数(1)の私立(02)」＝0のとき、「障害児保育のための加配職員数(6)の私立(05)」＝0

今回の報告では使用しません

※障害児保育のための加配職員数について

障害児保育の実施にあたっては、「障害児保育に係る保育士等の配置について（平成30年3月27日子保発0327第1号）」により、概ね障害児2名に対し、保育士1名の配置を標準としつつ、障害のある子どもの状況に応じて適切に職員を配置することとしている。

- 職員とは、保育に従事する保育士、看護師及びみなし保育士（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第95条及び第96条に規定）を指し、保育を行うことを主として配置されていない職員（会計事務等に従事する職員、休業中の職員、保育士資格を持たない保育補助者等）を含めないこと。
- 障害児保育のための加配職員とは、障害児がいるクラスの保育士、延長保育や縦割り活動などにおいて障害児保育に関わる保育士等として、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）第33条に基づき算出される標準的な職員数を超えて加配した職員を指す。ただし、国庫補助を受けて配置している職員（例：医療的ケア児保育支援事業（保育対策総合支援事業費補助金）を受けて配置している保育士や看護師等）は含めないこと。

- 非常勤職員は、当該施設が定めた勤務時間の全てを勤務している職員以外の職員を指す。

（例）施設が定めた勤務時間が1日8時間、週5日の場合

- ・上記のとおり勤務している者は、雇用形態や名称に関わらず常勤職員として1を計上する。
- ・「1日5時間、週5日勤務」「1日8時間、週3日勤務」など上記に満たない場合、非常勤職員として常勤換算する。
- ・人手が足りない時のみ勤務する職員の場合（例：月2日程度等）は、実態に近くなるように、月平均あるいは年平均により常勤換算した上で計上を行う。

$$1日8時間、月2日勤務 \rightarrow 16時間 \ / \ 184時間 = 0.086\cdots \approx 0.1$$

（1か月23日勤務とした場合）

◎非常勤職員の常勤換算方法

- ・1週間の勤務時間（超過勤務時間を除く。）を、当該施設が定めた1週間の勤務時間で除し、小数第2位を四捨五入した数の合計を計上すること。

（例）週40時間勤務の施設において、「1日5時間、週5日勤務」「1日8時間、週3日勤務」

「1日5時間、週3日勤務」がそれぞれ1名の場合

$$1日5時間、週5日勤務 \rightarrow 25時間 \ / \ 40時間 = 0.625 \approx 0.6$$

$$1日8時間、週3日勤務 \rightarrow 24時間 \ / \ 40時間 = 0.600 \approx 0.6$$

$$1日5時間、週3日勤務 \rightarrow 15時間 \ / \ 40時間 = 0.375 \approx 0.4$$

$$\text{合計} = 1.6$$

今回の報告では使用しません

第54の2 幼保連携型認定こども園・在所者

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)

都道府県
指定都市 名
中核市
令和 年 月分報告

	初日認可定員			初日利用定員	初 日 在 籍					月 途 中				月 末 在 籍	
	初日施設数	計	2・3号 認定 (再掲)		入所人員	措置人員	障害 児 受 入 者 (再掲)	特別 支援 給 付 受 給 者 (再掲)	児童 手当 受 給 者 (再掲)	私的契約 人員	入所人員	私的契約 入所人員	退所人員	私的契約 退所人員	入 所 人 員
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
公立(01)															
私立(02)															

	初 日 入 所 人 員 年 齢 階 層					障害児保育の ための加配職 員数
	0 歳	1・2歳	3 歳	4歳以上	計	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
公立(03)						
保育短時間(再掲) (04)						
私立(05)						
保育短時間(再掲) (06)						

今回の報告では使用しません

この表は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。）による幼保連携型認定こども園の子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）の第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの受入れに係る部分の本月初日現在における施設数、定員、在籍人員及び障害児保育のための加配職員数、本月中における入退所人員、月末在籍人員を計上するものである。ただし「初日認可定員 計(2)」については、支援法第 19 条第 1 項第 1 号・2 号・3 号に掲げる部分の合計を計上するものである。 ※条文 219 頁参照

記入要領

この表は、市町村に備えつけられている台帳又は施設に備えつけられている児童名簿等の記載内容に基づいて計上すること。

一般的事項

- 1 施設の設置、認可又は確認が月をさかのぼって行われても、そ及することなく、決裁のあった日の属する月の報告から計上すること。
- 2 施設の設置、認可又は確認が月の途中の場合は、「月途中入所」、「月途中退所」及び「月末在籍」欄のみ計上すること。
- 3 施設の設置主体が変更になり、公立の施設が私立の施設になったり、私立の施設が公立の施設になった場合は、次により計上すること。

(1) 初日に変更になった場合

変更前の施設については「月途中退所」欄のみ計上し、変更後の施設については、「初日施設数」、「初日認可定員」、「初日利用定員」、「初日在籍」及び「月途中入所」欄に計上すること。

(2) 月の中途及び末日に変更になった場合

変更前の施設については「初日施設数」、「初日認可定員」、「初日利用定員」、「初日在籍」及び「月途中退所」欄に計上し、変更後の施設については「月途中入所」欄のみ計上すること。

なお、施設の設置主体が変更になっても、変更前の前後とも公立の施設、変更の前後とも私立の施設であれば計上しないこと。

4 「保育所」が「幼保連携型認定こども園」に変更となった場合は、3に準じて計上すること。この場合は、第54と第54の2の両方に関わることに留意すること。

5 進級児童について、事務処理上支援法に基づく支給認定を取消し、引き続き翌月支援法に基づく支給認定を行うものは月途中入退所として計上しないこと。

6 障害児保育のための加配職員数については、4月1日時点の状況を計上すること。(4月分のみ)

上 表
表 頭

初日施設数(1) 本月1日現在で設置又は認可された施設(休止中のものを除く。)の数を、その施設を設置又は認可した都道府県、指定都市又は中核市で計上すること。

2 月の中途で設置又は認可された施設はその月の初日施設数には計上せず、翌月から計上すること。

3 分園については別計上しないこと。なお、定員は合算して計上すること。

初日認可定員 本月1日現在で設置又は認可された施設(休止中のものを除く。)の認可定員を、その施設を設置又は認可した都道府県、指定都市又は中核市で計上すること。

計 (2) 「計(2)」には施設全体の認可定員を計上し、「2・3号認定(再掲)(3)」には支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの受入に係る部分について計上する。なお、(3)に計上できない場合は、その旨を注記欄に記載し、(3)は0とすること。

補1 「計(2)」には、1号認定も含む1施設全体の認可定員の合計を計上する。

補2 「2・3号認定(再掲)(3)」には、認可定員を1号、2号、3号の区分ができない施設が1施設でもあれば、「0」とすること。

初日利用定員(4) 本月1日現在で確認を受けた施設(休止中のものを除く。)の支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの受入に係る部分の利用定員を、その施設を確認した市町村を管轄する都道府県又は指定都市若しくは中核市で計上すること。

補 「初日施設数(1)」、初日認可定員「計(2)」、「2・3号認定(再掲)(3)」、「初日利用定員(4)」が前月分報告と異なるときはその理由を注記欄に記載すること。

今回の報告では使用しません

初 日 在 籍
入 所 人 員 (5)

本月 1 日現在で、支援法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号についての支給認定を受けて入所している児童について、支給認定を行った市町村を管轄する都道府県又は指定都市若しくは中核市で計上すること。

補 1 本月 1 日現在で支給認定を受けている児童は計上し、支給認定を取り消した児童は計上しないこと。

補 2 当該都道府県又は当該指定都市若しくは当該中核市以外の設置又は認可している施設に入所している児童についても計上すること。

措 置 人 員 (6)

本月 1 日現在で、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下同じ。）第 24 条第 5 項又は第 6 項に基づき市町村が措置した児童について、措置を行った市町村を管轄する都道府県又は指定都市若しくは中核市で計上すること。

※条文 219 頁参照

障 害 児 受 入
人 員 (再 掲) (7)

今回の報告では使用しません

「障害児受入人員(7)」のうち、「措置人員(6)」のうち、市町村が認める障害児（身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。）の受入人員について、支給認定を行った市町村を管轄する都道府県又は指定都市若しくは中核市で再掲すること。

特 別 児 童 扶 養
手 当 受 給 児 童
(再 掲) (8)

「障害児受入人員(7)」のうち、特別児童扶養手当受給児童の受入人員について、支援法の支給認定を行った市町村を管轄する都道府県又は指定都市若しくは中核市で再掲すること。

補 1 特別児童扶養手当の支給停止中の対象児童を含めて計上すること。

補 2 手当の支給対象期間についてはそ及せず、認定を受けた日が初日の場合はその月から、月途中の場合は翌月分報告から計上すること。

私 的 契 約 人 員
(9)

本月 1 日現在で、支援法に基づく支給認定を受けずに入所している児童をその施設を設置又は認可した都道府県、指定都市又は中核市で計上すること。

補 本月 1 日付で支援法に基づく支給認定を取り消され、引き続き在所する児童も含めて計上すること。

月 途 中
入 所 人 員(10)

本月中(本月 1 日から末日まで)に支援法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号についての支給認定を受けて入所した児童を計上すること。

補 1 私的契約で在所中に支援法に基づく支給認定を受けて入所したときは、この欄に計上するとともに、月途中の「私的契約退所人員(13)」にも計上すること。

補 2 保育所間において入所児童が異動したときは、当該児童が入所した保育所においては、この欄に計上するとともに当該児童が退所した保育所にあつては、月途中の「退所人員(12)」にも計上すること。

私的契約入所人員 (11)	<p>本月中(本月 1 日から末日まで)に支援法に基づく支給認定を受けずに入所した児童を計上すること。</p>
退所人員(12)	<p>補 在所中に支援法に基づく支給認定を取り消され、引き続き在所するときはこの欄に計上するとともに月途中の「退所人員(12)」にも計上すること。</p>
	<p>本月中(本月 1 日から末日まで)に支援法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号についての支給認定を取り消された児童又は退所した児童を計上すること。</p> <p>補 4 月 1 日付けで支援法に基づく支給認定を取り消された児童は、4 月分報告月途中の「退所人員(12)」欄に計上し、「初日在籍入所人員(5)」欄には計上しないこと。</p>
私的契約退所人員 (13)	<p>支援法に基づく支給認定を受けずに入所している児童のうち本月中(本月 1 日から末日まで)に退所した児童を計上すること。</p>
<p>表 側</p> <p>公 立(01)</p> <p>私 立(02)</p>	<p>経営を他のものに委託していても設置主体が地方公共団体であるものをいう。</p> <p>設置主体が私(法)人であるものをいう。</p> <p>補 国又は地方公共団体が所有している土地建物等を使用しているも、当該施設の設置について私(法)人が認可を受けているものは「私立」とすること。</p>
<p>下 表</p> <p>表 頭</p>	
初日入所人員年齢階層 (1)~(4)	<p>本月 1 日現在の支援法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号についての支給認定を受けて入所している児童について、年齢階層別に計上すること。</p> <p>1 前年度から引き続き入所している児童については、年度の初日の前日における満年齢により区分すること。</p> <p>2 年度途中から入所した児童については、その児童が入所した日の属する年度の初日の前日における満年齢により区分すること。</p>
障害児保育のための加配職員数 (6)	<p>4 月分の報告表には、4 月 1 日現在で標準的な職員数を超えて障害児保育のために加配されている職員数を計上すること。</p> <p>補 1 常勤職員だけでなく、非常勤職員(常勤換算後)を含めて計上すること。換算方法は第 54 と同様とし、具体例については 213 頁を参照すること。</p> <p>補 2 4 月 1 日時点で障害児が入所していない場合であっても、障害児受入れに備えて標準的な職員数を超えて職員を加配している場合には、加配職員として計上すること。</p> <p>補 3 1 号認定の障害児のみを担当する職員は含めないこと。保育士の兼任等により、2 号・3 号認定のみの計上が難しい場合は、合理的な計算により職員数に含めること。</p>
公 立(03)	<p>上表に同じ。</p>

今回の報告では使用しません

私立(05)	上表と同じ。
保育短時間(再掲)(04)(06)	本月1日現在で、支援法に基づく保育短時間認定がされた児童について、年齢階層別に再掲すること。

審査要領

- 1 「月末在籍の入所人員(14) = 「前月分報告の月末在籍の入所人員(14) + 「月途中の入所人員(10) - 「月途中の退所人員(12)」
- 2 「月末在籍の私的契約人員(15) = 「前月分報告の月末在籍の私的契約人員(15) + 「月途中の私的契約入所人員(11) - 「月途中の私的契約退所人員(13)」
- 3 「初日認可定員の2・3号認定(再掲)(3) ≥ 「初日利用定員(4)」
- 4 「前月分報告の月末在籍の入所人員(14) + 「月途中の入所人員(10) ≥ 「初日在籍の入所人員(5) ≥ 「前月分報告の月末在籍の入所人員(14) - 「月途中の退所人員(12)」
- 5 「前月分報告の月末在籍の私的契約人員(15) + 「月途中の私的契約入所人員(11) ≥ 「初日在籍の私的契約人員(11) ≥ 「前月分報告の月末在籍の私的契約人員(15) - 「月途中の私的契約退所人員(13)」
- 6 「初日在籍の入所人員(5)の公立(01) = 「初日入所人員年齢階層の計(5)の公立(03)」
- 7 「初日在籍の入所人員(5)の私立(02) = 「初日入所人員年齢階層の計(5)の私立(05)」
- 8 「障害児受入人員(再掲)(7)の公立(01) ≤ 「初日在籍の入所人員(5)の公立(01) + 「初日在籍の措置人員(6)の公立(01)」
- 9 「障害児受入人員(再掲)(7)の私立(02) ≤ 「初日在籍の入所人員(5)の私立(02) + 「初日在籍の措置人員(6)の私立(02)」
- 10 「特別児童扶養手当受給児童(再掲)(8)の公立(01) ≤ 「初日在籍の障害児受入人員(7)の公立(01)」
- 11 「特別児童扶養手当受給児童(再掲)(8)の私立(02) ≤ 「初日在籍の障害児受入人員(7)の私立(02)」
- 12 「初日入所人員年齢階層 公立(03) ≥ 「初日入所人員年齢階層 公立 保育短時間(再掲)(04)」
- 13 「初日入所人員年齢階層 私立(05) ≥ 「初日入所人員年齢階層 私立 保育短時間(再掲)(06)」
- 14 「初日施設数(1)の公立(01) = 0 のとき、「障害児保育のための加配職員数(6)の公立(03) = 0
- 15 「初日施設数(1)の私立(02) = 0 のとき、「障害児保育のための加配職員数(6)の私立(05) = 0

今回の報告では使用しません

参照条文

児童福祉法（抄）（昭和22年法律第164号）

第24条

⑤ 市町村は、前項に規定する児童が、同項の規定による勸奨及び支援を行つても、なおやむを得ない事由により子ども・子育て支援法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費（同法第28条第1項第2号に係るものを除く。次項において同じ。）又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費（同法第30条第1項第2号に係るものを除く。次項において同じ。）の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該児童を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行わなければならない。

⑥ 市町村は、前項に定めるほか、保育を必要とする乳児・幼児が、子ども・子育て支援法第42条第1項又は第54条第1項の規定によるあつせん又は要請その他市町村による支援等を受けたにもかかわらず、なお保育が利用できないなど、やむを得ない事由により同法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、次の措置を採ることができる。

- 1 当該保育を必要とする乳児・幼児を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行うこと。
- 2 当該保育を必要とする乳児・幼児に対して当該市町村が行う家庭的保育事業等による保育を行い、又は家庭的保育事業等を行う当該市町村以外の者に当該家庭的保育事業等により保育を行うことを委託すること。

子ども・子育て支援法（抄）（平成24年法律第65号）

（支給要件）

第19条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第27条第1項に規定する特定教育・保育、第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、第29条第1項に規定する特定地域型保育又は第30条第1項第4号に規定する特例保育の利用について行う。

- ① 満3歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）
- ② 満3歳以上の小学校就学前子どもであつて、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- ③ 満3歳未満の小学校就学前子どもであつて、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

第 56 里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

（児童福祉法）

都道府県
 指定都市 名
 中核市
 [特別区]
 [児童相談所]
 令和 年度分報告

		前年度末現在 (1)	新規（年度中） (2)	取消（年度中） (3)	年度末現在 (4)
認定及び登録里親数 (01)					
児童が委託されている里親数 (02)					
（再掲）	養育里親	登録里親数 (03)			
		児童が委託されている里親数 (04)			
	専門里親	登録里親数 (05)			
		児童が委託されている里親数 (06)			
	親族里親	認定里親数 (07)			
		児童が委託されている里親数 (08)			
	養子縁組 里親	登録里親数 (09)			
		児童が委託されている里親数 (10)			

	事業所数 (1)	定員 (2)	入所（年度中）		退所（年度中）		年度末在籍	
			措置人員 (3)	その他 (4)	措置人員 (5)	その他 (6)	措置人員 (7)	その他 (8)
小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム） (11)								

（備考）都道府県・指定都市・児童相談所を設置する市（特別区を含む。）においては、児童相談所からの報告をまとめ、総括の報告表を作成すること。

この表は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）による認定及び登録里親数、児童が委託されている里親数について、本年度中における新規、取消及び年度末現在の状況を計上するものである。また小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）について、本年度末現在における事業所数、定員、本年度中における入退所人員及び年度末在籍人員を計上するものである。

記入要領

この表は、養育里親名簿、児童相談所に備え付けられている児童記録票等の記載内容に基づいて計上すること。

一般的事項

児童相談所毎に集計し、その児童相談所を設置する都道府県・指定都市・中核市又は特別区（ただし、中核市及び特別区は児童相談所を設置する市（特別区を含む。）に限る。）でとりまとめを行うこと。報告については、都道府県・指定都市又は中核市で行うこと。

事業所の設置が年度をさかのぼって行われても、そ及することなく、決裁のあった日の属する年度の報告から計上すること。

上 表
表 頭

前年度末現在(1)

前年度分報告の「年度末現在(4)」の数をそのまま計上すること。

新 規(2)

新規に里親の登録等をした者の数を計上すること。

補 「児童が委託されている里親数(02)」は、本年度中に1人でも児童を委託している場合、年度内に新たに他の児童を委託しても重ねて計上はしないこと。

取 消(3)

本人の申し出の時期ではなく、児童福祉審議会後の知事決定の時点で計上すること。

補 「児童が委託されている里親数(02)」には本年度末に委託児童が1人もいなくなった里親の数を計上すること。

表 側

認定及び登録里親数 (01)

養育里親、専門里親及び養子縁組里親については登録里親数を計上し、親族里親については認定里親数を計上すること。

補1 複数の里親として登録及び認定されている者についても「1」と計上すること。

補2 同一世帯に複数の里親がいる場合は、里親数を「1」と計上すること。

児童が委託されている里親数 (02)

児童が委託されている里親数を計上すること。

補1 他の児童相談所より措置児童を委託されている里親も含めて計上すること。

補2 複数の里親として児童が委託されている者についても「1」と計上すること。

補3 同一世帯に複数の里親がいる場合は、里親数を「1」と計上すること。

再 掲

登録里親数 (03) (05) (09)

全認定及び登録里親数のうち、養育里親、専門里親及び養子縁組里親として登録している者の数を各々再掲すること。

補 複数の里親として登録している世帯については、同種類の里親がいても「1」と計上すること。

認定里親数 (07)

全認定及び登録里親数のうち、親族里親として認定されている者の数を再掲すること。

児童が委託されている里親数 (04) (06) (08) (10)

児童が委託されている里親数について、委託されている里親の種類ごとに再掲すること。

補 複数の種類に登録されている里親に児童が委託されている場合は委託措置をされている里親の種類に計上すること。1人の児童に対して複数の種類の計上をしないこと。複数の児童の里親委託を受けており、それぞれ、違う種類の里親として委託を受けている場合は、それぞれに「1」と計上すること。

下 表

表 頭

事業所数(1)

※ 措置人員以外の項目について、児童相談所毎に計上することが困難な場合は、都道府県・指定都市・中核市又は特別区（ただし、中核市及び特別区は児童相談所を設置する市（特別区を含む。）に限る。）が総括の表で各児童相談所の計に加算して報告すること。

本年度末現在で運営している事業所(休止中のものを除く。)の数を、事業所所在地を管轄する児童相談所で計上すること。

補 A県の法人等がB県に事業所を設置した場合は、事業所所在地であるB県の児童相談所で計上すること。児童相談所毎の把握が困難な場合は、B県の総括の報告表に計上すること。

定員(2)

事業所数(1)に計上した事業所の定員を、事業所を管轄する児童相談所で計上すること。

補1 A県の法人等がB県に事業所を設置した場合は、事業所所在地であるB県の児童相談所で計上すること。児童相談所毎の把握が困難な場合は、B県の総括の報告表に計上すること。

補2 「事業所数(1)」、「定員(2)」が前年度分報告と異なるときは、その理由を注記欄に記載すること。

入 所

措置人員(3)

本年度中に措置を受けて入所した人員を、措置を行った児童相談所で計上すること。

補1 措置以外の理由で在所中に入所措置を受けたときは、この欄に計上すると共に「退所」の「その他(6)」にも計上すること。

補2 第57の小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に委託された児童(06)の「新規又は措置変更により委託された児童数(年度中)の計(4)」と一致すること。

その他(4)

本年度中に措置以外で入所した人員を、事業所を管轄する児童相談所若しくは事業所を認可した都道府県・指定都市・中核市又は特別区（ただし、中核市及び特別区は児童相談所を設置する市（特別区を含む。）に限る。）で計上すること。

補 在所中に措置が解除され、引き続き在所するときは、この欄に計上するとともに「退所」の「措置人員(5)」にも計上すること。

退 所

措置人員(5)

本年度中に措置が解除され退所した人員を、措置を行った児童相談所で計上すること。

補1 本年度4月1日付で措置が解除された者の場合、この欄に計上すること。

補2 第57の小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に委託された児童(06)の「措置を解除又は変更された児童数(年度中)」の「解除の計(13)」及び「変更の

そ の 他(6)

計(17)の合計数と一致すること。
措置以外で在籍しているもののうち本年度中に退所した人員を、事業所を管轄する児童相談所若しくは、事業所を認可した都道府県、指定都市、中核市又は特別区（ただし、中核市及び特別区は児童相談所を設置する市(特別区を含む。)に限る。)で計上すること。

審査要領

上 表

- 1 「前年度末現在(1)」＝「前年度分報告の年度末現在(4)」
- 2 「年度末現在(4)」＝「前年度末現在(1)」＋「新規(2)」－「取消(3)」
- 3 「前年度末現在(1)」、「新規(2)」、「取消(3)」及び「年度末現在(4)」について
 - ① 「認定及び登録里親数(01)」≤「養育里親」の「登録里親数(03)」＋「専門里親」の「登録里親数(05)」＋「親族里親」の「認定里親数(07)」＋「養子縁組里親」の「登録里親数(09)」
※ 例えば、一世帯の里親が「養育里親」と「専門里親」の登録をしている場合には、(01)は、(03)、(05)、(07)、(09)の単純な合計にはならないことに留意すること。
 - ② 「児童が委託されている里親数(02)」≤「養育里親」の「児童が委託されている里親数(04)」＋「専門里親」の「児童が委託されている里親数(06)」＋「親族里親」の「児童が委託されている里親数(08)」＋「養子縁組里親」の「児童が委託されている里親数(10)」
※ 例えば、一世帯の里親が「養育里親」と「専門里親」としてそれぞれ児童の委託を受けている場合には、(02)は、(04)、(06)、(08)、(10)の単純な合計にはならないことに留意すること。

下 表

- 4 「年度末在籍の措置人員(7)」＝「前年度分報告の年度末在籍の措置人員(7)」＋「入所(年度中)の措置人員(3)」－「退所(年度中)の措置人員(5)」
- 5 「年度末在籍のその他(8)」＝「前年度分報告の年度末在籍のその他(8)」＋「入所(年度中)のその他(4)」－「退所(年度中)のその他(6)」
- 6 「入所(年度中)の措置人員(3)」＝第57の上表の「新規又は措置変更により委託された児童(年度中)の計(4)」の「小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に委託された児童(06)」
- 7 「退所(年度中)の措置人員(5)」＝第57の上表の「措置を解除又は変更された児童数(年度中)の解除の計(13)」の「小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に委託された児童(06)」＋「措置を解除又は変更された児童数(年度中)の変更の計(17)」の「小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に委託された児童(06)」
- 8 「年度末在籍の措置人員(7)」＝第57表の上表の「年度末現在委託児童数(18)」の「小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に委託された児童(06)」

第57 里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に委託されている児童
（児童福祉法）

都道府県 名
指定都市 市
中核市 市
〔特別区
〔児童相談所
令和 年度分報告

	新規又ははしられた措置		措置の変更（年度末）										年度末現在委託児童数					
	新規委託された児童数（年度中）	措置変更（年度中）	保なく置く必要が宅	普通養子縁組	特別養子縁組	満年齢	満年齢	死亡	就職	その他の	計	児童に届入施設	他の	計	年度末現在委託児童数			
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)
里親に委託された児童 (01)																		
養育里親に委託された児童 (02)																		
専門里親に委託された児童 (03)																		
親族里親に委託された児童 (04)																		
養子縁組里親に委託された児童 (05)																		
小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に委託された児童																		

	年齢別委託児童数（年度末）																				
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	計
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)
里親に委託されている児童 (07)																					
養育里親に委託されている児童 (08)																					
専門里親に委託されている児童 (09)																					
親族里親に委託されている児童 (10)																					
養子縁組里親に委託されている児童 (11)																					
小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に委託されている児童 (12)																					

（備考）都道府県・指定都市・児童相談所を設置する市（特別区を含む。）においては、児童相談所からの報告をまとめ、総括の報告表を作成すること。

この表は、児童福祉法（昭和 22 年法律 164 号）及び児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令 11 号）により里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に委託されている児童について、本年度中における新規又は措置変更による委託児童数、措置を解除又は変更された児童数及び年齢別委託児童数を計上するものである。

記入要領

この表は、養育里親名簿等の記載内容に基づいて計上すること。

一般的事項

- 措置を行った児童相談所毎に集計し、その児童相談所を設置する都道府県・指定都市・中核市又は特別区（ただし、中核市及び特別区は児童相談所を設置する市（特別区を含む。）に限る。）で取りまとめを行うこと。報告については、都道府県・指定都市又は中核市で行うこと。

補 A 県の児童を、B 県の登録里親に委託した場合は、委託した A 県の児童相談所に計上すること。

- 一時保護委託は計上しないこと。

上 表 表 頭

新規又は措置変更により委託された児童数

一時保護施設から委託された場合には一時保護施設に入所する前の状況によって(1)～(3)のいずれかに計上すること。

児童福祉施設から受託 (1)

児童福祉施設に措置されている児童が措置変更により里親又は小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に委託された数を計上すること。

家庭から受託 (2)

家庭にいた児童が里親又は小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に委託された数を計上すること。

その他(3)

他の里親又は小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に措置されている児童が措置変更により里親又は小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に委託された数を含めて計上すること。

措置を解除又は変更された児童数

解 除

里親又は小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に委託されている児童が措置解除となり一時保護施設に入所することとなった場合は、措置解除そのものの理由により「保護の必要がなくなり帰宅(5)～その他(12)」のいずれかに計上すること。

保護の必要がなくなり帰宅 (5)

家庭環境が改善されて家庭に復帰するため（親族にひきとられる場合を含む。）措置解除された児童の数を計上すること。

普通養子縁組 (6)

民法上の特別養子縁組以外の縁組が成立したため措置解除された児童の数を計上すること。

特別養子縁組 (7)	民法上の特別養子縁組が成立したため措置解除された児童の数を計上すること。
満 年(8)	満 18 歳 (措置延長の場合は満 20 歳) に達したため措置解除された児童の数を計上すること。
逃 亡(9)	里親又は小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム) の元から逃亡し、短期間に発見できないため措置解除された児童の数を計上すること。
死 亡(10)	死亡したため措置解除された児童の数を計上すること。
就 職(11)	義務教育を修了したのちに就職して自立可能となったため措置解除された児童の数を計上すること。
変 更	
児童福祉施設に入所(14)	児童福祉施設に入所するため措置変更された児童の数を計上すること。
他の里親に委託 (15)	他の里親又は小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム) に委託するため措置変更された児童の数を計上すること。
表 側	
里親の種類別	
里親に委託された児童 (02) (03) (04) (05)	里親に委託された児童数について、里親の種類別に児童数を計上すること。 補 1 複数の種類に登録されている里親に児童が委託されている場合は委託措置をされている里親の欄に児童数を計上すること。 補 2 「養育里親に委託された児童 (02)」と「専門里親に委託された児童 (03)」と「養子縁組里親に委託された児童 (04)」を重複させないこと。
小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム) (06)	小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム) に委託された児童数を計上すること。 補 1 「新規又は措置変更により委託された児童数 (年度中)」の「計 (4)」は、第56表の「小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム) (11)」の「入所 (年度中) の措置人員(3)」と一致すること。 補 2 「措置を解除又は変更された児童数 (年度中)」の「解除計 (13)」及び「変更計 (17)」の合計数は、第56の「小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム) (11)」の「退所 (年度中) の措置人員(5)」と一致すること。 補 3 「年度末現在委託児童数 (18)」は、第56の「小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム) (11)」の「年度末在籍の措置人員(7)」と一致すること。
下 表	
表 頭	
年齢別委託児童数 (年度末) (1)～(20)	本年度末現在、里親又は小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム) に委託されている児童を 0～19 歳の年齢別に計上すること。 補 上表表頭「年度末現在委託児童数(18)」に計上した児童について、本年度末現在

表 側

里親の種類別

里親に委託されている児童
(08) (09) (10)
(11)

における満年齢に応じて計上すること。

里親に委託されている児童について、里親の種類別に児童数を計上すること。

審査要領

- 1 上表の「年度末現在委託児童数(18)」
= 「前年度報告分の年度末現在委託児童数(18)」
+ 「新規又は措置変更により委託された児童数の計(4)」
- 「解除の計(13)」 - 「変更の計(17)」
- 2 上表の「里親に委託された児童(01)」
= 「養育里親に委託された児童 (02)」
+ 「専門里親に委託された児童(03)」
+ 「親族里親に委託された児童(04)」
+ 「養子縁組里親に委託された児童(05)」
- 3 上表の「年度末現在委託児童数(18)」の「里親に委託された児童(01)」
= 下表の「計(21)」の「里親に委託されている児童(07)」
- 4 上表の「年度末現在委託児童数(18)」の「養育里親に委託された児童(02)」
= 下表の「計(21)」の「養育里親に委託されている児童(08)」
- 5 上表の「年度末現在委託児童数(18)」の「専門里親に委託された児童(03)」
= 下表の「計(21)」の「専門里親に委託されている児童(09)」
- 6 上表の「年度末現在委託児童数(18)」の「親族里親に委託された児童(04)」
= 下表の「計(21)」の「親族里親に委託されている児童(10)」
- 7 上表の「年度末現在委託児童数(18)」の「養子縁組里親に委託された児童(05)」
= 下表の「計(21)」の「養子縁組里親に委託されている児童(11)」
- 8 上表の「年度末現在委託児童数(18)」の「養育里親に委託された児童(02)」
≥ 第56の「年度末現在 (4)」の「(再掲) 養育里親・児童が委託されている里親数 (04)」
- 9 上表の「年度末現在委託児童数(18)」の「専門里親に委託された児童(03)」
≥ 第56の「年度末現在 (4)」の「(再掲) 専門里親・児童が委託されている里親数 (06)」
- 10 上表の「年度末現在委託児童数(18)」の「親族里親に委託された児童(04)」
≥ 第56の「年度末現在 (4)」の「(再掲) 親族里親・児童が委託されている里親数 (08)」
- 11 上表の「年度末現在委託児童数(18)」の「養子縁組里親に委託された児童(05)」
≥ 第56の「年度末現在 (4)」の「(再掲) 養子縁組里親・児童が委託されている里親数 (10)」

12 上表の「年度末現在委託児童数(18)」の「小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に委託された児童(06)」

＝下表の「計(21)」の「小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に委託されている児童(12)」

13 上表の「新規又は措置変更により委託された児童数（年度中）の計（4）」の「小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に委託された児童(06)」

＝第56の「小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）(11)」の「入所（年度中）の措置人員(3)」

14 上表の「措置を解除又は変更された児童数（年度中）の解除の計（13）」の「小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に委託された児童(06)」＋「変更の計(17)」の「小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に委託された児童(06)」

＝第56の「小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）(11)」の「退所（年度中）の措置人員(5)」

15 上表の「年度末現在委託児童数(18)」の「小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に委託された児童(06)」

＝第56の「小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）(11)」の「年度末在籍の措置人員(7)」

